

# 近代日本における治安維持政策と国家防衛政策の狭間

## ：朝鮮軍を中心に

朴 廷 鑄

はじめに .....	230
第1章 朝鮮軍成立の歴史と背景 .....	230
第1節 朝鮮駐留軍の運用 .....	230
第2節 朝鮮軍の完成 .....	232
1. 朝鮮軍の動員体制 .....	232
2. 朝鮮総督府官制改正と朝鮮軍 .....	235
第3節 在朝日本人の反応 .....	236
第2章 朝鮮軍の治安維持政策 .....	238
第1節 三・一万歳運動以降の治安維持政策 .....	238
第2節 朝鮮植民地の警備増強問題 .....	240
1. 山梨軍縮と守備隊撤去問題 .....	240
2. 1個師団移転問題 .....	242
第3節 満州の朝鮮人問題 .....	244
1. 東間島における抗日朝鮮人の取締り問題 .....	244
2. 西間島における抗日朝鮮人の取締り問題 .....	247
3. 満州事変前後の朝鮮人政策 .....	249
第3章 朝鮮軍の国家防衛政策 .....	251
第1節 シベリア出兵と朝鮮軍の活動 .....	251
第2節 ソ連の成立と対ソ対策 .....	254
1. 松井太久郎大尉の活動 .....	254
2. 対ソ諜報計画と活動 .....	256
第3節 中国情勢と朝鮮軍の対応 .....	258
1. 郭松齡事件と朝鮮軍の出動 .....	258
2. 中国国民党の北伐と朝鮮軍の出動 .....	261
おわりに .....	263

## はじめに

近代日本における軍部の役割は重要であった。軍部は西欧列強からの国家防衛を担った。そして日本政府の中核に入り、積極的に政治へ参加した。特に陸軍は創設初期から国家防衛はもちろん士族反乱の鎮圧など国内治安維持の任務も同時に遂行した。

陸軍の対内的活動は、日清戦争・日露戦争を経て対外的活動に転じた。日露戦争の結果、日本は朝鮮を植民地化した。日本は朝鮮植民地の領有と維持に陸軍の力を必要とした。その故に、朝鮮植民地における陸軍の影響力は大きくなり、日本政治にも陸軍の政治的影響力が増大した<sup>1)</sup>。このような日本陸軍の政治的立場を支えたのが朝鮮植民地に駐屯した朝鮮軍であった。また朝鮮植民地を軍事的に支配して「日本帝国」を支えたのも朝鮮軍であった。

こうした朝鮮軍の従来の研究は、1910年代を中心には朝鮮駐箇軍を対象として扱ったものが多く、主としては朝鮮植民地支配体制の中から朝鮮軍を捉えたものであった。また、満州事変当時の朝鮮軍の役割を扱った研究も見られる<sup>2)</sup>。

その中で注目されるのが、芳井研一の朝鮮軍に関する論文<sup>3)</sup>である。この論文により、日本政治における朝鮮軍の位置付けに関する研究が進むことになった。しかし、朝鮮植民地の治安維持体制を強調することで朝鮮軍の国防政策の変化が相対的に見えにくいという問題もあった。

日本陸軍が対内軍から対外軍に転換したことと同じく朝鮮軍も朝鮮植民地の領有以降治安維持軍から国家防衛軍として転換するはずであった。しかし、朝鮮軍は朝鮮植民地の特殊な状況の中でなかなか転換することができなかつた。

本稿においては、その転換の過程における朝鮮軍を分析対象として日本帝国の治安維持政策と国家防衛政策を考察したい。つまり、植民地の特殊的体験により朝鮮軍が政治化することに着目して、朝鮮軍の特殊な任務であった治安維持機能を解明すると同時に国家防衛機能を明らかにすることに

する。そして、日本政治における出先機関の役割を朝鮮軍の例として考察することを目的としたい。

この1920年代の朝鮮軍の分析を通じて概ね3つの結果が期待される。

第1に、朝鮮植民地における朝鮮軍の政治的位置である。朝鮮軍は1919年の植民地官制改正を契機に朝鮮植民地の政治から分離されることになった。それ以来、朝鮮軍の政治的地位の変化が見られた。

第2に、現地派遣軍と陸軍中央との関係である。朝鮮軍は陸軍省や参謀本部の監督の下にあるが、出先機関として中央部に現場の意見を開陳することになった。そして政策の決定過程における政治的位置が朝鮮植民地の支配政策と大陸政策をめぐり微妙な差を生じさせた。

第3に、満洲事変の時、朝鮮軍が独断越境した背景を説明することである。朝鮮軍の独断越境は突発的な行動ではなく歴史的な潜在要素が含まれていた。その潜在要素を解明する。

## 第1章 朝鮮軍成立の歴史と背景

### 第1節 朝鮮駐箇軍の運用

本稿で取り扱う「朝鮮軍」は、2個師団が増設され、朝鮮植民地に配置された常備軍である。朝鮮軍が成立する前の日本軍は、朝鮮駐箇軍と呼び、内地から1個師団が派遣されて2年任期で交代に駐屯した。ここでは朝鮮駐箇軍を概観しながら朝鮮植民地における日本軍の運用の側面から朝鮮軍の必要性に注目したい。

1883年、日本公使館の守備隊として朝鮮半島に駐屯して以来、日本軍は韓国駐箇隊（1896）、韓国駐箇軍（1904）、朝鮮駐箇軍（1910）と称し、状況に応じてその名称を変えながら朝鮮半島に駐屯した<sup>4)</sup>。このような日本軍の駐屯は大韓帝国（以下韓国）を日本の植民地に編入する過程において重要な前提となった。

本格的な日本軍の朝鮮半島の駐屯は日露戦争から始まる。日露戦争時に韓国駐箇軍司令部が設置され、戦時編制で2万人規模の日本軍が朝鮮半島に駐屯した<sup>5)</sup>。日露戦争終結後、韓国駐箇軍は平

時部隊に改編され、「韓国駐箇軍司令部条例」により軍の運用が行われた。

1907年2月「満韓駐箇部隊派遣要領」によって、韓国駐箇軍は1個師団となり、2年任期で内地師団と交代となった。しかし、1907年のハーグ密使事件、皇帝の譲位、軍隊解散などの一連の事件をきっかけに、日本の圧迫に抵抗する義兵の蜂起が起こり、朝鮮半島における駐屯体制の強化が課題となりはじめた。

9月、長谷川好道韓国駐箇軍司令官は寺内正毅陸軍大臣に「韓国配兵ニ関スル将来ノ意見<sup>6)</sup>」を具申した。この中で長谷川は軍隊を「独立守備隊」として分割駐屯することと「憲兵警察官」を活用することを提案した。この意見はその後の朝鮮植民地における治安維持政策の基本となる。翌月、勅令により駐箇憲兵に関する制度の改正が実施されて憲兵の増員が行なわれるのである<sup>7)</sup>。

日本はハーグ密使事件の時に歩兵第12旅団を派遣した。また、軍隊解散の時は臨時派遣騎兵隊を急派して対応した。1908年、アメリカ人スチーブンス (Durham White Stevens) の暗殺で再び義兵運動が激しくなり、3回の増派が行われた。この時に日本から憲兵千余名も派遣され、義兵の抵抗に対応した<sup>8)</sup>。

このような臨時の軍事対応は、南部守備管区の義兵運動が長期化することでその限界を露出した。1909年、日本は臨時に派遣された軍隊を交替する際に新たに「臨時韓国派遣隊」を編成して派遣した<sup>9)</sup>。臨時韓国派遣隊が常駐することにより、朝鮮半島に駐屯する日本軍は1個師団と2個連隊規模の軍隊になった。

1910年8月、韓国駐箇軍と臨時韓国派遣隊は「日韓併合」と共に朝鮮駐箇軍と臨時朝鮮派遣隊となつた。朝鮮駐箇軍と臨時朝鮮派遣隊は只の名称の変更にすぎないのであり、軍の運用体制は韓国駐箇軍時代と変わらなかった。例えば、軍の配置も、1907年の「用兵綱領」によって拘束されて北部守備管区の咸鏡道に集中配置で警備する一方、南守備管区に分散配置されて治安維持を担当した<sup>10)</sup>。

朝鮮駐箇軍は、日韓併合前の第6師団から第2師団に交替し、さらに第8師団(1912)、第9師団(1914)に入れ替わった。1915年、大隈重信内閣の時に2個師団増設が実現され、1916年の師団交替期に第19師団と第20師団からなる朝鮮軍の編成が始まった。

朝鮮駐箇軍の任務規程・交代は参謀総長の権限<sup>11)</sup>に属するものとして「満洲朝鮮駐箇師団派遣要領細則及臨時朝鮮派遣隊編成及派遣要領細則」と「朝鮮駐箇部隊並年次兵交代規程」により行われた<sup>12)</sup>。前者は交替師団の日本における処理事項に関する規定であり、後者は朝鮮植民地における処理事項を定めた規程であった。これをみると交替師団の派遣準備は複雑な手続きを経て長い時間と莫大な経費がかかったことが推測される。

朝鮮駐箇軍司令部は駐箇師団と臨時派遣隊を統率した。朝鮮植民地のすべての軍隊が作戦、教育はもちろん軍隊生活全般<sup>13)</sup>において駐箇軍司令官の指示を受けた。

朝鮮駐箇軍は日韓併合後も続いている義兵運動の鎮圧に従事した。1909年、義兵運動は韓国駐箇軍の大討伐作戦により衰退の兆しを見せて、1910年に入ると殆ど組織的な抵抗はなくなつた<sup>14)</sup>。

1910年10月16日に報告された「臨時朝鮮派遣隊情況報告<sup>15)</sup>」から当時の朝鮮植民地の情勢と駐箇軍の運用の問題を見てみよう。

当時の朝鮮植民地の治安状況は「管内各地一般ニ平穏」であった。「賊徒」とされた少数の義兵の抵抗運動があつただけで、大部分の民衆の同調は見られない治安状況であった。しかし、臨時朝鮮派遣隊は地形条件の不利を理由に全守備管区に94個の守備隊を分散配置して治安維持を行つた。守備隊の配置の方針は「憲兵警察ノ配置ト成ルヘク重複ヲ避ケ専ラ威力ノ中心トナリ緊要ノ地方ヲ守備スル」ことであった。

また臨時朝鮮派遣隊は、南守備管区の治安維持任務と同時に、緊急時、「臨時京城派遣隊」<sup>16)</sup>を京城方面に派遣する任務も持つていた。この不利な条件のもとで臨時朝鮮派遣隊は「偵察連絡等ニ要スル勤務員ヲ増加」して斥候活動を頻繁にした

り、行軍を実行するなどの方法で治安維持を行った。

しかし、このような警備体制は部隊内部の問題を惹き起こした。すなわち、治安維持のための臨時朝鮮派遣隊の分散配置は、部隊の正常な教育訓練が実施されることを阻む要因となった。そのため、渡邊水哉臨時朝鮮派遣隊司令官は、「将来地方ノ平穏ナルニ従ヒ遂次部隊ヲ集結シ得ル至ラハ一層教育ノ精密ヲ期シ得ヘシ」との所感を示した。

朝鮮駐劄軍の部隊集結政策は、現場指揮官の認識に留まらず、陸軍中央にも広く認識されていた。1912年の「二個師団増設理由書」<sup>17)</sup>には次のように書いていた。

「朝鮮守備隊ヲ交代派遣スル現制度ハ其ノ交代ニ多大ノ経費ヲ要スルノミナラス 平時ニ於テハ軍隊ノ建制ヲ破リ其ノ教育練成等ニ大阻碍ヲ与ヘ

各部隊ハ同地統治ノ関係上百十有余ヶ所ニ分散駐屯シアルヲ以テ動員ノ業務ヲ著シク渋滞セシメ為ニ此等部隊ハ対露初期ノ作戦ニハ使用シ得ヘカラサル用兵上ノ欠陥ヲ來シ」

すでによく知られているように大正政変は、ロシアの脅威、中国情勢の不安、陸主海従の必要性に危機感を抱いた陸軍によって起きた<sup>18)</sup>。「2個師団増設理由書」によると、陸軍は朝鮮駐劄軍の運用の問題を国家防衛的観点から深刻な問題として受け止めていた。陸軍はその問題の解決策を2個師団増設と常駐化に求めたのである。

実際朝鮮駐劄軍は、義兵運動を鎮圧し、ある程度治安が確保されたと判断した1912年度から「漸次兵力ヲ集結スル方針」を探った<sup>19)</sup>。1914年度にも朝鮮軍は集結政策を採り、「各地守備隊ハ専ラ固有ノ軍隊教育ニ従事シ時ニ示威的行軍ヲ行フ」ことで治安を維持した<sup>20)</sup>。また、北守備管区の朝鮮駐劄軍は各部隊の共同演習を通じてロシアの脅威に対処する訓練と北地方における治安維持活動を行った<sup>21)</sup>。

それにも拘らず、1915年に朝鮮駐劄軍司令官として赴任した井口省吾は上原勇作教育総監に朝鮮駐劄軍の教育状況の問題を指摘しながら師団増設の必要性を訴えた<sup>22)</sup>。

朝鮮駐劄軍の運用は、朝鮮植民地を獲得することで大きな転換期を迎えた。朝鮮駐劄軍の運用方式はあくまでも臨時の措置というべき方法であり、韓国を日本の植民地として獲得した以上、軍事的に確固たる地位を確保するために確実な方式が必要であった。このような状況と国際環境が相まって、陸軍は朝鮮植民地における軍事的常駐化と軍備の充実を実現しようとした。

朝鮮植民地における治安が安定して憲兵と警察に国内治安を任せようになると、朝鮮駐劄軍は国防的組織に転化した。朝鮮軍の成立も同じ論理と言えよう。しかし、1919年の三・一運動が起きると朝鮮軍は治安維持軍として再び機能しなければならなかった。

## 第2節 朝鮮軍の完成

### 1. 朝鮮軍の動員体制

西洋の植民地軍隊、とりわけイギリスとフランスは、本国から派遣された長期勤務の職業兵と植民地原住民で構成された傭兵からなる植民地軍隊を運用した。しかし、日本の植民地軍隊の特徴は、朝鮮憲兵隊における日本軍憲兵の朝鮮人補助員を除いては、植民地の被支配民族を軍隊に編成して利用することをせず、すべて本国の徴兵による現役兵を充当させることであった<sup>23)</sup>。

ここに、動員問題が発生する。元々日本陸軍の師団は防衛及び軍事行政を管轄する区域である師管<sup>24)</sup>を持っていた。この師管の重要性は、師団が地域密着型であり、一定の地域に駐屯してその地域から徴兵する仕組みになっていたことに起因する。すなわち、同じ地域の住民が同じ部隊に入ることによって一体感を作り出すことができ、住民の部隊に対する親近感を増すことになったからであった。また、兵務事務と地方行政事務が一致して効率化されることも1つの利点であった<sup>25)</sup>。

朝鮮軍の師管は朝鮮植民地の人々を徴集・召集しなかったため、陸軍師団の中でも異質な組織として他の師団と異なる徴兵・動員体制を形成した。そして朝鮮軍の第19師団と第20師団は、本国の幾つの師管から徴集兵を補充して部隊を構成した。

## 近代日本における治安維持政策と国家防衛政策の狹間

朝鮮軍の上層部では、早い時期から朝鮮人の徴兵について肯定的に考えていた。立花小一郎朝鮮駐留軍参謀長は「軍事上より見たる朝鮮民族」<sup>26)</sup>において、朝鮮人を軍事的に教導すれば「朝鮮人は軍人として決して不適当な民族ではないと断言することができる」と主張した。また、朝鮮軍司令官を歴任した井口省吾も、新朝鮮総督として赴任する長谷川好道に朝鮮人の徴兵に関して助言をした<sup>27)</sup>。他にも秋山好古や宇都宮太郎など歴代朝鮮（駐留）軍司令官は、朝鮮人による部隊の創設を考えた<sup>28)</sup>。

しかし、朝鮮植民地における朝鮮人の徴兵は、朝鮮植民地の参政権や自治権などと絡んでなかなか

か実現することができなかった。1920年代半ばになってからようやく陸軍内部の異論が抑えられ、朝鮮人の徴兵制や志願兵制に関する議論が出始めた<sup>29)</sup>。

朝鮮植民地に新たな師団が誕生しても新たな徴兵区は誕生しなかった。結局、日本本国の既存の徴兵区から壮丁を徴集して朝鮮軍に送った。従つて朝鮮軍の新設とともに内地の師管の区域設定も新たに変更しなければならなかった。

陸軍の師管の変更により朝鮮軍は次の表のように徴兵された。

徴兵区の表から見ると、日本本国の一つの師管から一つの歩兵連隊を構成する仕組みになつてい

〈表1〉<sup>30)</sup>

第19、第20師団兵員徴集区指定内規						
師 団	歩兵連隊	騎兵連隊	野砲兵連隊	工兵大隊	徴集師管名	
第19師団	第73連隊	第27連隊	第25連隊	第19大隊	第1師管	
	第74連隊				第14師管	
	第75連隊				第3師管	
	第76連隊				第15師管	
第20師団	第77連隊	第28連隊	第26連隊	第12師管	第5師管	
	第78連隊				第17師管	
	第79連隊			第20大隊	第10師管	
	第80連隊					
備 考	第19、第20師団兵員ハ徴兵事務条例施行細則第1條ニ規定スル徴集区域ニ基キ本表ノ如ク配賦スルヲ例トスルモ壮丁人員ニ対スル徴集人員負担率ノ輕重関係上已ムヲ得ナルトキハ多少変更スルコトアルヘ					

〈表2〉<sup>31)</sup>

師 団	師 管 区	地 域
第19師団	第1師管	東京府 神奈川県 山梨県 千葉県
	第3師管	愛知県 岐阜県 三重県
	第14師管	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県
	第15師管	愛知県 長野県 静岡県
第20師団	第5師管	愛媛県 広島県 山口県
	第10師管	兵庫県 岡山県 京都府
	第12師管	大分県 福岡県 長崎県
	第17師管	広島県 岡山県 島根県
備 考	県以下は省略	

た。朝鮮軍は歩兵連隊レベルで同郷の集結型の部隊として運用されたとは言え、他の師団より同郷色の薄い部隊となった。

また、朝鮮軍に壮丁を送る各師管は大都市や太平洋ベルトの沿岸工業地帯など日本本国の人口密度が高い地域であった。必然的な徴集制度とは言え、この制度は日本の人口を僅かながらも分散させる効果をもたらした。朝鮮軍で兵役を終えた後、朝鮮植民地に定着する日本人が出てきたからである。<sup>32)</sup>

実際、日本は朝鮮軍の新設以前から在郷軍人に朝鮮植民地への移住を勧めた。拓殖局長江木翼は在郷軍人会の雑誌『戦友』に「朝鮮への移住」<sup>33)</sup>という記事を載せた。その中には、兵役関係上朝鮮移民が享受する利点を挙げて朝鮮への移民を勧めている。

在郷軍人に関する勧誘は単に人口分散という目的だけではなく「朝鮮の開発」という名のもとに朝鮮植民地を安定的に支配するための試みでもあった。朝鮮植民地における在郷軍人会は、現役の軍と同様に国防政策と治安維持政策において重要な役割を果たした。

日本本国の在郷軍人会設立と同時に、その支部が朝鮮植民地でも創立された。朝鮮植民地における在郷軍人は1911年の時点で約2,100人以上<sup>34)</sup>、1921年になると158分会で会員19,265人<sup>35)</sup>に拡大した。このような趨勢は、大正軍縮による失業将校の朝鮮移住奨励<sup>36)</sup>やアメリカの移民排斥問題<sup>37)</sup>等の影響もあって一層強まっていた。1928年度の在郷軍人は31,000人で、在郷軍人会の分会は303分会に達した<sup>38)</sup>。

在郷軍人と関連して召集動員の態様をみてみたい。「演習召集簡閱点呼」は兵士の動員する体制を点検する制度であって、動員体制の基本とも言うべきものである。朝鮮軍も新たに設置された師管により動員されることになった。朝鮮軍の軍事行政の特徴は、徴集業務が行われておらず召集業務だけが行われたことである。

1919年4月1日から実行された第19師団と第20師団の管区は次の通りである。第19師団は江原道、

咸鏡南道・咸鏡北道・第20師団はその他の地域を担当した<sup>39)</sup>。

1919年1月、朝鮮軍は広範な地域の召集業務を担当するために必要な召集業務担当の人員を増加するように上層部に訴えた<sup>40)</sup>。朝鮮軍は召集動員の側面から動員体制の問題を指摘した上で改善を訴えた。このことは、朝鮮軍が朝鮮植民地における師団の増設や本国師団の移転など、朝鮮軍の軍備を増強する望みを持つことと繋がるのである。朝鮮軍の軍備増強の動きはあったが、結局2個師団体制が維持されたため、朝鮮軍は再び動員業務関係の不備を訴えた。

1928年9月、朝鮮軍は平時編制の改正に伴い、召集業務に関する意見を次のように提示した<sup>41)</sup>。それは、第1に、朝鮮軍司令部に少将を長とする機関を設置して、在郷軍人、学校教練、青年訓練の指導や兵事業務を担当させること、第2に、第20師団管区に連隊区司令部に準ずる機関を設置して兵事業務を任せることの2点であった。

朝鮮軍は在郷軍人の役割について「朝鮮ノ特種ノ地位ニ鑑ミ此等在郷軍人ノ指導ハ国防上ハ勿論朝鮮統治上産業ノ開發治安維持思想善導等ノ為最緊要事ナル」<sup>42)</sup>と認識した。この朝鮮軍の意見は、在郷軍人の重要性が益々高まっているからこそ、その管理体制には問題があると指摘したのである。在郷軍人に対する朝鮮軍の意見は、単なる召集業務の改善を訴えるのではなく、国民総動員に伴う諸般施設を拡充・強化することを狙ったものであった。

その背景には、朝鮮軍が本国の壮丁だけで成り立った軍隊であり、朝鮮植民地において独自の徴兵区を持っていなかったという問題がある。故に度々朝鮮軍の師団増設は「動員の不便」を理由に反対されており、その結果朝鮮軍は召集業務の負荷に直面した<sup>43)</sup>。それは迅速な戦時動員の管理ができないことを意味した。その結果陸軍は、有事の際すぐに対応できるように、平時において朝鮮軍の軍備強化を図った。朝鮮軍の高定員制や騎兵旅団の移転の建議がそれである。

このような考えは朝鮮軍のみならず、朝鮮総督

府にも見られる共通の認識でもあった。朝鮮植民地にできるだけ多くの兵力を置いて国家防衛と植民地の治安維持を企てる植民地統治機関と、財政負担や地方の利益を考慮しこれを躊躇する本国政府との間には常に微妙な温度差が存在した。

要するに動員体制の不備は、朝鮮軍が駐箇から常駐への転換を円滑に進めることができなかつた結果であった。

## 2. 朝鮮総督府官制改正と朝鮮軍

1919年の三・一萬歳運動を契機に植民地官制が改正されて朝鮮軍の指揮系統の変化が生じた。その結果、1920年代の朝鮮軍は創設当時の朝鮮軍と異なる性質の部隊となつた。

ここで重要な焦点となったのが、統帥権の独立という問題であった。周知のように、近代日本政治において統帥権の独立は軍部にとって重要な政治的武器であった。そして軍部、とりわけ陸軍は、文民が軍隊の指揮権を持つことを回避しようとした。特に大陸政策を推進するうえで重要な位置にある朝鮮植民地における陸軍の優位は絶対に確保しなければならない必須条件であった。

日露戦争直前から韓国に送る先遣隊の指揮をめぐり政府と陸軍省の間に意見の分岐が生じた<sup>44)</sup>。このような雰囲気の中で韓国公使館駐在武官の伊知地幸介少将が「半島総督府条例」<sup>45)</sup>を参謀本部に具申した。その第2条には「総督は大中将を以て親補し天皇に直隸し在韓公使及駐箇部隊を統督し韓国の經營を主宰す」との意見が記されていた。

さらに1904年の日露戦争直後、韓国に赴任した公使と韓国駐箇軍司令官との間に對韓支配のヘゲモニー争いが生じた。それは外務省・政府と陸軍省・大本営との争いでもあった。結局、長谷川好道近衛師団長を大将に進級させ、天皇直隸の韓国駐箇軍司令官として赴任したため、陸軍が對韓政策の主導権を握ることになった<sup>46)</sup>。

1905年11月の第2次日韓協約により韓国で統監政治が始まった。この時、韓国支配を掌握する統監の権限とポストをめぐって、韓国駐箇軍・参謀本部と政府・伊藤博文との間に對立が生じた。こ

こに問題となったのが、統監府及理事庁官制第4条<sup>47)</sup>にいう統監の軍隊指揮権であった。文民である伊藤が軍隊の指揮権を保持することに軍部、とりわけ陸軍の参謀本部が激しく抵抗した。しかし、最終的に明治天皇の判断で、統帥権の一部を特命によって伊藤に委任する異例の措置により解決された<sup>48)</sup>。

日韓併合以降、朝鮮総督府が設立され、朝鮮総督府官制が制定されたことで、統監の軍隊指揮権問題は解決された。台湾の植民地統治の先例に倣って朝鮮植民地でも朝鮮総督に武官を任用して強力な軍事的支配体制を築いた。

第2条 総督ハ親任トス陸海軍大将ヲ以テ之ニ充ツ

第3条 総督ハ天皇ニ直隸シ委任ノ範囲内ニ於テ  
陸海軍ヲ統率シ及朝鮮防備ノ事ヲ掌ル  
総督ハ諸般ノ政務ヲ統轄シ内閣總理大臣  
ヲ経テ上奏ヲ為シ及裁可ヲ受ク

また、上記の朝鮮総督府官制第3条により「朝鮮総督へ御委任の件」<sup>49)</sup>が作られた。そこには次のような朝鮮総督の軍隊指揮権が明記された。

1. 朝鮮総督ハ朝鮮ノ安寧秩序ヲ維持スル為必要  
ト認ムルトキハ朝鮮ニ駐屯スル陸軍部隊及海軍  
防備隊ヲ使用スルコトヲ得（以下省略）

2. 朝鮮総督ハ必要ニ應シ朝鮮ニ駐屯シ在ル軍人  
軍属ヲ満州、北清、露領沿海州ニ派遣スルコト  
ヲ得

そして朝鮮総督の指揮にあつた朝鮮駐箇軍は「朝鮮駐箇軍司令部条例」の規定により運用された。

朝鮮軍が増設されたのち、その法的規定である「朝鮮軍司令部条例」<sup>50)</sup>は「朝鮮駐箇軍司令部条例」を原案として制定された。

1918年6月1日に施行された「朝鮮軍司令部条例」を概観してみよう。全部9条と附則から構成された。第1条から第4条までが朝鮮軍司令官の職務に関する条項である。

第1条 朝鮮軍司令官ハ陸軍大將又ハ陸軍中將ヲ  
以テ之ニ親補シ天皇ニ直隸シ朝鮮ニ在ル陸  
軍諸部隊（南鮮憲兵隊ヲ除ク）ヲ統率シ朝  
鮮ノ防衛ニ任ス

**第3条 軍司令官ハ朝鮮ノ安寧秩序ヲ保持スル為**  
朝鮮総督ノ命令アルトキハ兵力ヲ使用スル  
コトヲ得但シ事急ナル場合ニ於テハ便宜之  
ヲ処置シ後総督ニ報告スヘシ……前項ノ場  
合ニ於テハ直ニ陸軍大臣及參謀総長ニ報告  
スヘシ

第5条から第9条までは、朝鮮軍の部隊構成や将校の任務に関する規定が定められた。この条例は三・一万歳運動以降の植民地官制改正において総督の地位と軍隊指揮権が変更されたことに伴い改正された。

1918年の原敬内閣発足後、原總理大臣は植民地官制の改革を構想した。原は田中義一陸軍大臣と調整しながら植民地官制の改正を推進した。しかし、山県有朋を中心とする陸軍の反対が強かった<sup>51)</sup>。このような雰囲気の中、三・一万歳運動の衝撃により朝鮮植民地統治に対する世論の関心が高くなった。田中は山県、寺内の同意を得た「斎藤実朝鮮総督案」を妥協案として提案し、朝鮮植民地官制改正問題を円く収めた<sup>52)</sup>。その結果、1919年8月の官制改正が行われ、文・武官の両者に朝鮮総督への道が開かれた。

朝鮮総督府官制改正の核心は、概ね朝鮮総督の地位の問題と総督の軍隊指揮権であった。政府の提出案は枢密院の修正勧告を受け、変更されて採択された<sup>53)</sup>。朝鮮総督府官制の改正は次の通りである。

## 第2条 総督ハ親任トス

**第3条 総督ハ諸般ノ政務ヲ統理シ内閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ為シ及裁可ヲ受ク**  
総督ハ安寧秩序ノ保持ノ為必要ト認ムル  
トキハ朝鮮ニ於ケル陸海軍ノ司令官ニ兵力  
ノ使用ヲ請求スルコトヲ得

朝鮮総督府官制の改正により、朝鮮総督の朝鮮植民地に駐屯する軍隊に対する指揮権は、「兵力使用請求権」に替わった。この変化は、閣議でも「従来両総督ニ御委任セラレアリシ件ハ此際消滅ニ帰シタルモト解釈ス」<sup>54)</sup>と確認された。

朝鮮総督の軍隊に対する指揮権の変動は、直ちに朝鮮軍司令部条例の変更を余儀なくされた。そ

して変更された第3条は次の通り規定された<sup>55)</sup>。

**第3条 軍司令官ハ朝鮮総督ヨリ安寧秩序ヲ保持スル為出兵ノ請求ヲ受クルトキハ之ニ應スルコトヲ得 但シ事急ニシテ朝鮮総督ノ請求ヲ待ツノ遑ナキトキハ兵力ヲ以テ便宜処置スルコトヲ得 前項ノ場合ニ於テハ直ニ陸軍大臣及參謀総長ニ報告スヘシ**

この植民地官制改正により、朝鮮軍の指揮権が朝鮮軍司令官に帰属することになり、その結果朝鮮軍司令官は朝鮮総督府の影響力から離れることになった。最後の朝鮮軍参謀長であった井原潤次郎は、この時期以来の朝鮮軍と朝鮮総督府の関係を「お隣づき合い」と表現した<sup>56)</sup>。このような相互の基本的に独立した関係が朝鮮軍の自律性を高めたと言えよう。

そこで、宇都宮太郎朝鮮軍司令官は訓示で「朝鮮總督府官制改正ノ結果朝鮮ノ防衛ハ一ニ本職ノ責任ニ歸シ」と朝鮮軍司令官の役割を強調しながら今後の朝鮮軍の行動に注意を払った<sup>57)</sup>。

以上、1920年代に入る直前に行われた原の植民地官制改正は、朝鮮植民地における朝鮮軍と朝鮮総督府の関係を再構築する役割を果たした。

## 第3節 在朝日本人の反応

大正デモクラシー風潮の高揚により軍部に対する一般民衆の感情はよくなかった。しかし、朝鮮植民地における軍部、特に陸軍に対する支持は高かった。それは朝鮮植民地という特殊な状況によるものである。

まず、在朝日本人について概観してみたい。日本人は日韓併合以前から開港場を中心に朝鮮に居住していたが、日韓併合を機として在朝日本人の数は急増した。1910年では、171,543人、1915年になると30万人に達した。朝鮮軍司令部が創設される1918年には336,872人になった<sup>58)</sup>。

開港以降、日本人は居留民団や商工会議所などの利益団体を組織して自分の利益を図り、意見を主張した。その中でも中心的な役割を果たしたのが、居留民団である。居留民団は1914年の廃止まで、戸籍、土木、教育、衛生、消防など居留地全

体の公共事業を行う団体であった<sup>59)</sup>。在朝日本人は居留民団を中心に政治的要求を貫徹しようとした。日韓併合後、居留民団は自治の拡大を主張するなど朝鮮植民地統治者からは厄介な存在となつた。そして、朝鮮総督府は朝鮮植民地の治外法権や外国の居留地の撤廃と共に居留民団を撤廃する動きに出た<sup>60)</sup>。このような対立にも拘らず、居留民団も、朝鮮植民地における2個師団誘致運動には、歩調を合わせた。

在朝日本人にとって1番重要な問題は、治安の確保であった。治安確保が在朝日本人の生命と財産を守り、商業の発展にも繋がったのである。在朝日本人にとって、大規模な軍部隊の誘致は治安維持の問題と自己利益を同時に追求する絶好の機会であった。

まず、軍隊の存在と地域の関係を概観してみたい。軍隊の駐屯は地域にとって経済的側面と象徴的側面から重要な意味を持った。これは日本本国での軍隊駐屯の意味とそれほど変わらなかった。朝鮮植民地では近代的な経済と産業の発展が遅れたため、軍隊のような大規模な消費集団がいることによってその地域の経済が維持できた。

その一側面を雑誌の記事から取り上げてみたい。雑誌『朝鮮及満州』には、2個師団設置後の京城の龍山の将来について概観した記事<sup>61)</sup>が載った。1916年の当時の京城は、人口が減少傾向であった。在朝日本人の多くが商業に従事しているため、人口の減少は在朝日本人にとって致命的危機であった<sup>62)</sup>。このような状況の中で、朝鮮植民地に2個師団が新設されることは、在朝日本人に商業的面で明るい将来を開くことと等しかった。2個師団の新設は商業面から消費集団の増加をもたらすだけではなく、軍事施設の新設など建設事業にも影響を及ぼし、在朝日本人の経済を活気づかせる機能を果たした。このような理由から在朝日本人は朝鮮植民地に大規模な軍隊を誘致する運動に積極的になった。

日本で2個師団増設問題が起きた時、在朝日本人は2個師団増設を熱心に支持した。その当時、在朝日本人のネットワークは広くなかったため、

在朝日本人は地域別に緊密に組織されて師団増設運動を行った。その運動は既存の居留民団や商工会議所が中心となった。

在朝日本人の師団増設運動は朝鮮植民地統治のレベルを越え、日本の政治家に直接に働きかけるようになった。しかし、日本政府は日本国民に移民を奨励したにも拘らず、在外居留民に対する政治的配慮はなかった。在外居留民は兵役の義務を負いながら、選挙権を持たず、日本の政治に直接影響力を行使する手段が殆どなかった。それでも拘らず、在朝日本人は生存権がかかった問題として積極的に師団増設問題に取り込んだ。

1913年12月、京城にある日本商工会議所は、会頭を代表として朝鮮師団増設に関する請願書<sup>63)</sup>を送った。京城の増設運動会は2つの理由を挙げて、2個師団の増設を訴えた。第1に、中国の脆弱化で満州方面が不安定になり、日本の満州権益と朝鮮植民地が不安定になること、第2に、朝鮮植民地の軍備は不十分であり、現在の駐劄制度は、教育訓練、経費の面からはなはだ不合理であること、以上を理由に「新領土に相応しい」2個師団の新設を希望した。これらの主張は、陸軍の2個師団増設の理由と同じである。請願書は朝鮮植民地の各地から連名と共に送られたが、その内容が同じであることが特徴であった。朝鮮植民地の全国の代表者が2個師団増設に関して一定の事前決議を行ったのち、請願書を送ったと思われる。このような在朝日本人の2個師団増設運動は、朝鮮軍及び陸軍にとって大きな追い風となった。

日本において、2個師団増設がほぼ既定事実化した結果、在朝日本人社会はさらなる動きに出た。それは在朝日本人の居住地域に部隊を誘致する動きであった。

1915年の読売新聞には、朝鮮植民地に増設される師団の衛戍地をめぐって各地で軍隊を誘致する運動が盛んになっていることが報じられている<sup>64)</sup>。この運動では、2個師団増設運動と同様に、各地の組織が代表者が中心となって陸軍省に直接軍隊誘致の請願書<sup>65)</sup>を送った。その結果、候補地が乱立し、地方中小都市を中心に部隊誘致運動は激し

さを増していた。たとえば全州、光州、羅州、大田、大邱、咸興などの都市が名告を挙げている。これらの都市は旅団または連隊を誘致しようと積極的に動いた。中小都市から送られた請願書にはその地域に対する紹介や特徴を記し、各地方を中心アピールした。また、提供する兵営地の土地まで提案して、部隊誘致に積極的だった。

これに対して、陸軍は兵営敷地調査を行い、部隊の設置に慎重に対応し、部隊の戦略的な位置はもちろん、移動のための交通の便、衛生、などを総合的に判断して決定した。そして1915年10月、大島健一陸軍次官が京城に赴き、朝鮮駐留軍首脳部と「新設師団団隊配置並ニ地域概定ニ付」<sup>66)</sup>協議した上、1916年から第19師団の設置が始まり、1921年までには第20師団が完成した。その間も、在朝日本人は軍隊誘致運動を行った。1918年、全州から「全州旅団設置請願書」<sup>67)</sup>が朝鮮総督府宛に送られた。この中では「曩ニ二個師団増設ノ際ハ必然我カ全州に大部隊ノ分営アルベシト期待シタル」と部隊の誘致の期待が示された。そして、「今次軍備拡張ト共ニ朝鮮ノ兵力増加スペシ」との旨を強調している。

在朝日本人の軍隊誘致運動は2個師団が新設された後も絶えず行われた。その代表的運動が朝鮮植民地師団移転運動である。在朝日本人にとって、朝鮮軍の存在は重要視された。朝鮮軍が朝鮮民衆には抑圧的な存在として受け止められたのに対して、在朝日本人にとっては重要な後見者であった。在外居留民と在外駐屯軍の関係は、閔東州など他の植民地でも同じであった。中国、朝鮮植民地における在外居留民は、日本政治に実質的な影響は及ばなかったが、心理的影響力は強かった。日本の対中国政策において、常に重要な決定要因として作用したのが在外居留民の安全であった。

## 第2章 朝鮮軍の治安維持政策

### 第1節 三・一万歳運動後の治安維持政策

明治期の政軍一体から分裂した軍は、初めて「軍部」として政治的に認識され、独自の政治活動を必要とした。その状況の中、軍が治安維持のために動員されるようになったことは、政治への介入と連動したもので、軍の政治意識を一層増幅させたのである<sup>68)</sup>。

朝鮮植民地は、大正デモクラシーの思想風潮による社会の不安定とは別に、常に支配と抵抗という構造の中での不安定さを抱えていた。朝鮮人は日韓併合により「日本國臣民」になったとは言え、外来支配を受ける者の立場から抵抗を続けた。そこで朝鮮植民地での朝鮮軍は、常に治安維持に最も注力しなければならなかった。

このような朝鮮軍の治安維持政策が具体的に現れたのが、三・一万歳運動の鎮圧過程である。三・一万歳運動は朝鮮民衆による大規模な抵抗運動であり、日本の政治家に大きな衝撃を与えたことは周知の通りである。

3月12日、日本は三・一万歳運動が全国に拡大する中、まずは朝鮮軍を国家防衛の集中配置体制から治安維持の分散配置に転換することで治安を確保しようとした<sup>69)</sup>。しかし、28日以降朝鮮民衆の独立運動が激化したため、朝鮮軍だけの兵力では抑え切れなくなった。

そこで4月4日、日本は歩兵6大隊、憲兵、憲兵補助員からなる追加兵力の派遣を決定した<sup>70)</sup>。11日長谷川好道朝鮮総督は田中義一陸軍大臣宛に「今回歩兵六大隊ノ派遣ヲ得タルヲ以テ軍隊ヲ從来ヨリモ一層拡大ナル地域ニ分散配置スルノ余裕ヲ得今後速ニ騒擾ヲ沈静セシメントス」と伝えた。また、軍隊の分散配置は治安維持が確保されるまで維持することに言及しつつ、教育、内務、給養、衛生などの観点からできるだけ早く中隊に集結することが望ましいと述べた<sup>71)</sup>。

上原勇作宛の宇都宮太郎朝鮮軍司令官の手紙には「軍隊は五百ニヶ所に分屯警備と人心の安定とに努めある次第に御坐候」とあり、朝鮮軍の細分

化された警備体制が整いつつあること、その結果一定の効果を見せつつあることを報告した<sup>72)</sup>。しかし、こうした朝鮮軍の分散配置体制には問題が生じはじめ、宇都宮は上原勇作に対し軍紀紊乱や病気といった問題点を挙げてこれを憂慮した<sup>73)</sup>。

朝鮮軍が三・一万歳運動を迅速かつ徹底的に鎮圧したのは、植民地の治安を確保することと同時に国防政策を円滑に推進することを当面の課題として負わされたからである。

6月10日、小分遣隊分散配置は治安の安定に伴い将校指揮の部隊に再統合された。さらに8月に入って280箇所まで縮小され、8月21日には中隊単位での集結命令が下された<sup>74)</sup>。

一方7月14日、朝鮮軍参謀部は「騒擾ノ原因及朝鮮統治ニ注意スペキ件並軍備ニ就テ」<sup>75)</sup>という報告書を作成して三・一万歳運動の原因<sup>76)</sup>を分析し、その対応策を考えた。この報告書は5月に宇都宮が上原に送った「朝鮮時局管見」<sup>77)</sup>の内容が多く含まれていた。

朝鮮軍参謀部は朝鮮統治方針として「朝鮮全民族ヲ同化」して「全ク内地人ト同等ナラシメ結合的国家ヲ成形」することを掲げた。加えて、朝鮮軍参謀部は朝鮮人官吏の待遇改善、学校教育の改善など積極的懐柔策を提示しながらも、警察官の増員、朝鮮軍の軍備増強などの強硬策も提示した。朝鮮軍は軍備増強策として「将来永久ニ亘リ主要ナル地点ニハ兵力ヲ分置シ全道ニ亘リ分散配置ヲ執ル必要アリ」と主張し、その理由として朝鮮人に対する威圧、内地人の事業の安定的な投資と発展を保護することを挙げた。しかし、朝鮮軍の分散配置は国防政策や教育問題から不適切であるという理由に基づき独立守備隊の新設を訴えた。

9月17日、宇都宮は原敬総理大臣に朝鮮軍の軍備増強を訴えた<sup>78)</sup>。斎藤実朝鮮総督も「朝鮮ニ陸軍兵力增加ヲ要スル件」<sup>79)</sup>で「内地所在ノ若干師団ヲ速カニ朝鮮ニ移転セシメラレンコト」と朝鮮植民地への兵力増強を主張した。これに関して宇都宮は上原に次のような報告をした。

「先般御相談申上候此地に増兵の件は総督も全意にて愈々呈出（多分本日発送）の事に相成り、

其案文は内議を受け多少の加筆も致置き候。要は「現在の兵力は統治上不足且つ之を内地に視るも甚た不均衡に付き増設するか、止を得されば内地師団の若干を取敢へず移築せしめられ度しと云にあり」。之を以て将来此地に大規模の増兵を為すの基礎即伏線と致度、現計画の増兵案は其一部として議会や国民や列強等にも御声明（非公式等適宜に）置き相成候様致度」<sup>80)</sup>（傍点引用者）

陸軍が受けた三・一万歳運動の余波は大きかった。1921年度から1937年度までの陸軍動員計画令をみると、朝鮮軍の第19師団、第20師団は1925年度まで朝鮮植民地の警備のために動員されなかつた。朝鮮軍が動員されるのは1926年度からである<sup>81)</sup>。

朝鮮植民地に対する陸軍の認識は第49議会の答弁資料からも表れる。「議会説明材料に関する件」<sup>82)</sup>の「朝鮮及満州ノ兵備ニ就テ」では「朝鮮ニ於ケル兵備ノ根本方針ハ第1朝鮮ニ於ケル治安ノ維持」とされた。1924年の時点まで、陸軍にとって朝鮮植民地の治安維持が1番の優先順位となっている。

1923年9月25日、朝鮮軍参謀長は関東大震災後の朝鮮植民地の不安定な雰囲気を察して、情報収集の為に機密費の増額を申し出た。報告書には「従来朝鮮内情報ハ警察官憲之ニ任シ軍ハ朝鮮防衛上必要ナル朝鮮外諜報ニ専任シリ」<sup>83)</sup>とあり、朝鮮軍の任務を強調したうえで治安維持に必要とする活動費を請求したのである。

樋口季一郎朝鮮軍参謀の回想によると、1924年の時点でも三・一万歳運動の残影がまだ残っていたという<sup>84)</sup>。そこでこの時期に朝鮮軍は『不逞鮮人ニ關スル基礎的研究』<sup>85)</sup>を作成し、治安維持の際に利用しようとした。その作成理由は「平戦両時ニ於ケル重大ナル任務ヲ沮滞ナク遂行スルノ前提條件」<sup>86)</sup>とある。

さらに1927年、朝鮮軍は「鮮人問題とその対策」<sup>87)</sup>と題する報告書において、朝鮮植民地の現状について「朝鮮現下ノ情勢ニ於テハ、個人モ团体モ群衆モ共ニ民族的感念ヲ脱セス」と判断した。これに対する朝鮮軍の立場は「内地延長主義ヲ以

テ根本方針トナシ」というものであり、朝鮮人に漸次参政権を付与することを主張した。

さらに1920年代において治安維持上の重大課題とは社会主義思想の流入である。1928年、金谷範三朝鮮軍司令官は「赤露の活動も亦各方面に対して侵入しつゝある」と強調し、とりわけ「朝鮮に於ても實に注意を要すべきものは内地と同様青年の指導」と言って、学生運動に対する深い懸念を表した<sup>88)</sup>。金谷の憂慮の通り、1929年11月3日、全羅道の光州で学生運動が起きた。朝鮮軍は具体的な行動を取らなかったが、注意深く状況を観察しながら出動の準備を整えた<sup>89)</sup>。

ここで制度的側面から朝鮮軍の具体的な治安維持行動を見てみたい。

朝鮮軍守備隊は概ね4つの任務を担っていた。その任務は①守備区域の防衛治安の維持、②国境警備、③交通機関の保護、④地理及び地方の情況調査であった。そのうち、「朝鮮屯在部隊守備勤務規定」<sup>90)</sup>の第8条から第16条までが治安維持関係の任務であった。

勤務規程第9条に規程された朝鮮軍の行軍も重要な治安維持行動である。実際、1920年10月7日、渾春事件直後、日本は「又示威の為め、ハバロフスクよりの歸還兵を、陸路朝鮮を通過せしむる事」<sup>91)</sup>（傍点引用者）を決定した。また、1928年の若林中尉拉致事件に際しても、中国の国境に出動した朝鮮軍が「鮮内警備の目的」で、行軍によって帰還した<sup>92)</sup>。

1919年12月26日、陸軍は地方騒擾の際、軍の出動が「警察権ニ干与スルカ如キ誤解ヲ招ク」と隸属軍部隊に注意を払った。この陸軍省の注意に対して朝鮮軍は「當朝鮮ニ於テハ内地ト事情ヲ異ニスル」として、朝鮮軍守備規定と前例により効率的に対応したい旨を報告した。朝鮮軍が提示した兵力出動の規定は「朝鮮屯在部隊守備勤務規定」と朝鮮軍司令官の補助憲兵に対する命令権であった<sup>93)</sup>。

1920年2月17日、朝鮮軍司令部は「兵力使用に関する指示事項」<sup>94)</sup>を隸属部隊に伝達した。その中では朝鮮軍は騒擾に対してできるだけ警察、憲

兵、憲兵補助員に任せること、軍の出動は条例と守備勤務規程により地方官憲の請求まで待つこと、緊急の場合は果断に出動すること等を規程していた。

朝鮮軍は軍の出動に関して幅広い選択の余地を残したが、自由自在に軍を出動することは抑止した。朝鮮軍の朝鮮民衆に対する対応は三・一萬歳運動以降変わり、必要以上の威圧的行動を自制する方向に向った。

総じて言えば、朝鮮軍は日本本国で警戒される大衆運動のような朝鮮民衆の抵抗に対応しなければならなかった。日本本国と異なる状況に置かれたため、治安維持機能の面から朝鮮軍は常に日本に駐屯していた軍隊と異なる任務と役割を果たした。

## 第2節 朝鮮植民地の警備増強問題

### 1. 山梨軍縮と守備隊撤去問題

ところでこれまでにみたような2個師団の増設にも拘らず、国際環境の変化と朝鮮植民地のさらなる抵抗により、陸軍は朝鮮における一層の軍備増強の必要性を感じた。陸軍はもちろん、朝鮮植民地の治安を担当している朝鮮総督府も、朝鮮軍の軍備が不十分であることを痛感していた。

そこで1921年、原内閣の軍備充実計画の一環として田中陸軍大臣の主導で朝鮮軍の歩兵完成期の繰上げと定員増加がわされた<sup>95)</sup>。陸軍は「大正10年軍備充実要領」<sup>96)</sup>により、第19師団の歩兵第73連隊（羅南）と第20師団の歩兵第77連隊（平壤）の定員を増加して、朝鮮植民地の警備の強化を図った。

しかし、ワシントン会議を経て、全世界が軍縮ムードに入った。その結果、日本も陸海軍の軍縮も余儀なくされた。

具体的には、1922年8月10日、山梨軍縮と呼ばれる「大正11年軍備整理」が発表され、15日から実施されることになった。この軍縮案には内地師団の人員・軍馬の削減はもちろん、植民地の軍備に関しても人員の削減や部隊の廃止が明記されていた<sup>97)</sup>。

このような陸軍軍縮の中で朝鮮軍の高定員部隊に対する縮小が始まった。1922年6月24日、陸軍省は「朝鮮高定員に関する件」で朝鮮軍に対し高定員4,800人を2,000人に削減することを伝えた。また、朝鮮総督府と協議した上で、残余の兵力を国境付近に配置する計画を立てるよう命じた。<sup>99)</sup>

6月28日、朝鮮軍から守備隊の縮小を聞いた朝鮮総督府は加藤友三郎首相と山梨半造陸相に守備隊の縮小を中止するよう請願した。

しかし朝鮮軍は2つの守備隊を縮小する案<sup>100)</sup>を提出した。この守備隊縮小案は陸軍省の意向通りに、朝鮮植民地に分散配置された守備隊を整理統合し、国境方面の守備隊を増強するものであった。加えて、守備隊の将校の増員と軍医の増員を希望した。朝鮮軍は将校増員の理由を「浦潮派遣軍徹底に伴い圖們川方面各守備隊の活動力を増加する為」<sup>100)</sup>であるとした。

少なくとも朝鮮軍は、全体の守備隊の縮小を余儀なくされる状況であれば陸軍省の方針と同様に、朝鮮各地の守備隊を減らして国境方面を増強することに賛成した。しかし同時に、朝鮮軍は単なる守備隊縮小を意図したのではなく、守備隊を整理統合する代わりに将校の増員を要求するなど戦略な可能性を盛り込んでいた。このような朝鮮軍の判断は、朝鮮植民地の治安が当時ある程度安定していると認識していたからである<sup>101)</sup>。

一方、7月3日、朝鮮総督府は再度陸軍大臣に守備隊の縮小の中止を請願した。守備隊縮小反対の論理は前回の電報と同じであった。7月19日、陸軍省は朝鮮総督府の反対にも拘らず、残る国境守備隊を漸次撤廃することを決定した。陸軍省はこの内部決定を朝鮮軍に伝え、朝鮮総督府にも連絡するよう取り計らった。

7月29日、朝鮮総督府はこれに対し「守備隊存続に関する件」<sup>102)</sup>という意見書を提出した。齊藤実朝鮮総督は「各駐屯地人民ヨリ撤去反対ノ陳情続出シ」と朝鮮植民地の状況を挙げつつ、「朝鮮ノ守備隊ハ國策遂行上ノ見地ヨリ配置セルモノ」と朝鮮植民地における守備隊の存在意義を強調し

た<sup>103)</sup>。また、国境守備隊の漸次撤廃の件にも触れ、ロシア方面と中国方面の国境の状況を説明しながら国境守備隊の撤廃に反対した。

それにも拘らず陸軍省の立場は不变であり、8月29日、陸軍省は守備隊撤廃問題に対する立場を「朝鮮高定員及独立守備隊廢止ニ関スル件」<sup>104)</sup>において表明した。陸軍省は、「朝鮮高定員制」自体が三・一万歳運動の時、未完成の2個師団の兵力を補充するため臨時に作られたものであり、現況の朝鮮植民地の治安情勢と警備状態から見ればその必要性は少ないものであると認識していた。また国境守備隊に関しても、朝鮮軍の兵力が不足した場合、先例により日本から軍隊を増派すれば良いと考えていた。

こうして朝鮮植民地における守備隊の撤廃は順調に進み、1923年5月4日、朝鮮軍は陸軍省に守備隊整理完了を報告した<sup>105)</sup>。この守備隊整理完了の報告書には、守備隊の撤退に関する地方官民の感想と動向も記されており、この中からは在朝日本人が概ね守備隊の撤退を不安に思っていたことがうかがえる。そこでまだ三・一万歳運動の記憶が鮮明に残っていた在朝日本人は、在郷軍人会を中心に自衛の武装を進めるという対応策を取った。こうした状況はある意味朝鮮植民地は陸軍に頼りやすい政治社会構造になりつつあったことを意味する。

このほか、朝鮮軍は守備隊撤廃に対する朝鮮人の感想を概ね3つに分類した。それは内地人と同様に不安を掲げる官吏・資産家、殆ど無関心の大多数、最後に守備隊の撤廃を文化政治の帰結と称するキリスト教徒や青年たち、というように分けられる。

朝鮮軍は朝鮮総督府と同様、守備隊の撤廃には否定的であった。報告書の最後に書かれた「将来ノ観察」では、朝鮮植民地の状況について「反日独立思想ハ從来ニ比シ一層根底ノ深クナリツツア」り、「共産宣伝ハ刻々深刻ノ度ヲ加ヘツツアル」と強調した。朝鮮軍は守備隊の存在自体が不穏行動を抑止する効果をもたらすと認識していた。このような状況で守備隊を撤廃することは好まし

いものではないと認識した。

要するに朝鮮軍は守備隊の存在が朝鮮植民地統治を安定させることに繋がると考えたのである。朝鮮軍は守備隊撤廃には反対しなかったものの、朝鮮植民地に配置された守備隊の役割については肯定的に評価していたことが分かる。

## 2. 1個師団移転問題

1920年12月に齊藤実朝鮮総督をはじめ朝鮮総督府関係者は間島出兵に関する善後策を討議し、咸鏡北道の民情が険悪になったと認識した。そこで「朝鮮に更に1個師団の兵力を増置する」ことで合意した。朝鮮総督府は、1個師団を朝鮮植民地に移転するよう原敬首相と田中義一陸相に要求した<sup>106)</sup>。

一方陸軍は、シベリア撤兵から生じる朝鮮植民地の防衛の空白を懸念しており、朝鮮植民地に1個師団を増強する方策を考えた。しかし、経費上の問題で簡単に実現できない状況となった。このような状況から陸軍は「西伯利派遣軍の撤退により生ずる朝鮮北境の危険に備へん」という理由により騎兵旅団の移転計画を立て、1922年の実行を目指とした<sup>107)</sup>。陸軍は移転の経費を捻出することに専念した<sup>108)</sup>。しかし、1922年の山梨軍縮の影響により騎兵旅団の朝鮮植民地への移転はなかなか実行されなかった。

こうした中、中国軍閥の戦いである奉直戦争が発生しており、これは日本からすれば、満洲地域の政治的空白を招き、満州や朝鮮植民地を不安定にする恐れがあった。特に朝鮮植民地統治者には大きな不安要素を抱き、朝鮮植民地の軍備不足を訴えるようになった。

1923年2月10日、菊地が上原に国境方面の不安定を報告している<sup>109)</sup>。また、新聞記事からも「大正10年500件だった事件が11年度には900件となり12年度には一躍して1,500件となってゐる」とあり、国境の不安定ぶりが確認できる。

1923年、長谷川基朝鮮総督府御用掛は「増設師団国境守備隊ニ關スル報告」<sup>110)</sup>を齊藤実朝鮮総督に報告した。正確な時期は不明であるが、その内

容から見ると1923年の末であると推測される。その内容は、赤井春海軍参謀長が参謀長会議で発表した朝鮮軍の師団増設計画に関する報告であった。軍中央も朝鮮植民地の師団増設に賛成した。残りの問題は師団増設に伴う経費問題であった。そこで朝鮮軍は具体的に国境守備隊の隸属関係の変更や増設師団の配置問題を建議し、中国国境方面的不安定を懸念して増設師団を平壤か新安州に置く計画を立てた。

こうした動きの中で1923年11月27日、齊藤は田中に朝鮮植民地における陸軍兵力増加を具申した。齊藤は意見書<sup>112)</sup>の中で「尚統治上威力アル兵備ノ必要アルノミナラズ特ニ接壤隣邦ノ現情ニ鑑ミ益々其ノ緊切ナルモノアリ」として軍備増加の必要性を強調した。また「平安北道の要點に配置する」といい、直接に地名を挙げて軍備の増強を訴えた。

このような朝鮮植民地統治者の危機感は少なくとも1924年度の陸軍軍縮に影響を及ぼした。田中義一文書に収められた「軍備整理に伴ふ團隊配備に就て」には「又曩きに廢止を決定したる満州獨立守備隊及朝鮮高定員は満鮮の状況を鑑み存置せられる事となれり」<sup>113)</sup>という一節がある。また軍縮に実質的事務を担当した宇垣一成も1922年の軍縮から植民地の軍備削減について否定的な考えを持っていた<sup>114)</sup>。

1924年8月、朝鮮植民地に赴任した鈴木莊六朝鮮軍司令官は、朝鮮軍と朝鮮総督府の関係を円満と評価し、その理由について国境方面の不安定が軍と警察の協調関係を必要したと説明した<sup>115)</sup>。実際朝鮮総督府は朝鮮植民地の警備状況を不安視し、朝鮮軍の増設に積極的であった。下岡忠治朝鮮総督府政務総監もその1人である<sup>116)</sup>。1924年8月7日、下岡は東京に行く前に宇垣一成陸相に書信を送り、朝鮮植民地に新師団を置くように要求した<sup>117)</sup>。

この問題の一つの転換点となったのが1925年の宇垣軍縮である。これは山梨軍縮で不完全だった軍備の近代化を新たに試みる計画であり、その主体となったのは田中と宇垣であった。田中は宇垣

を陸軍制度調査委員会の委員長に抜擢し<sup>118)</sup>、その成果は1924年7月31日、陸軍制度調査委員会第1次調査報告書で纏められた。この中では第1決定事項として朝鮮植民地の軍備充実が挙げられ、内地から1個師団を移転することになった<sup>119)</sup>。

陸軍から見れば朝鮮軍の増強は平時・戦時共に絶対必要なものであった。そして「内地人移住発展」の理由も、斎藤の内地師団移転要望の理由<sup>120)</sup>と同じであった。陸軍と朝鮮総督府からみれば内地師団移転はお互いに利害が合致する施策であった。

そこで、8月3日の新聞に「4個師団を減少、更に1個師団を朝鮮へ移転」という趣旨の記事があり、調査報告書の決定事項の通り朝鮮植民地への師団移転が順調に進行するように見えた。しかし、26日の新聞記事には「1個師団の朝鮮移転は数年に亘って一部づつ実行」という内容が載っており、朝鮮植民地への師団移転の流れが変わったことが明らかになった。結局、11月1日の新聞記事には「増師は当分待つ、金の出せる時機まで」とあり、内地師団の移転が中止になったと伝えられた。その理由として記事は、行政整理の時期もあって大蔵省から師団移転の臨時費が出ないことを挙げた<sup>123)</sup>。

12月25日、宇垣陸軍大臣は貴族院各派交渉委員を招待して行った午餐会の席にて、第1に、科学の応用、第2に、大規模動員(国民総動員)とセットになった軍縮方針を挙げた<sup>124)</sup>。

その理由の第1は財政面の問題である。内地師団の移転は相当の費用を要求した。特に行政整理の時期には大義名分がない限り実現が困難になる。また、朝鮮植民地に師団が増設されても朝鮮植民地の師団の新設や維持費が内地師団の新設や維持費より高く掛かるという問題もあった<sup>125)</sup>。

第2の理由は各地で起きた部隊存置運動であった。最初、陸軍は朝鮮植民地への師団移転に積極的であった<sup>126)</sup>。すでに述べたように7月31日時点において朝鮮植民地への1個師団移転はほぼ確実な事項であった。しかし、8月26日になると多少変化が見られる。その間に起きた事件を整理して

みると、軍縮に伴う部隊存置運動と深い関係があることが分かる。

事件の発端は、8月5日の新聞報道において、軍縮より廃止される師団名が載ったことであり、この報道は各地方の関係者に大きな衝撃を与えた。陸軍はすぐに事態を収拾しようとしたが、地方各地の部隊存置運動は活発になり、各地からの陳情団の上京や各地方で部隊存置を求める県民大会が相次いだ<sup>127)</sup>。師団廃止の決定後も「岡山師団廃止反対運動猛烈」<sup>128)</sup>や「廃止師団の所在地、存置運動に狂奔」<sup>129)</sup>のような部隊存置運動が激しく行われた。内地師団の移転は単なる部隊移動ではなく、地方の経済と結びついた大問題でもあった。部隊存置運動が激化する状況の中で陸軍は積極的に師団移転の方針に乗ることができなかった<sup>130)</sup>。

山梨軍縮や宇垣軍縮の結果、朝鮮植民地の軍備は、分散配置された守備隊が撤去されたのみで増強されなかつた。そこで、陸軍にとって残された選択は再び朝鮮軍の高定員制を維持することであった。陸軍の朝鮮軍高定員制の復活は二つの狙いがあった。一つは緊迫に向かう国際情勢への対応策としての国境守備の強化であり、「四隅の情勢は国境方面に於ける部隊の存置を必要とするに依り其の定員を増加し」という説明がなされている。二つ目は朝鮮植民地統治者、特に朝鮮総督府に対する配慮であった。

その結果、朝鮮軍の増員は11月中旬、宇垣が「第19、第20師団歩兵連隊増加定員充足に関する特別規定」<sup>132)</sup>を発することで行われ、人員の補強は内地師団から選び出して補った。そこで歩兵第74連隊(咸興)、歩兵第77連隊(平壤)の定員が大きく増強された。朝鮮軍の部隊配置図<sup>133)</sup>によると、歩兵第74連隊は第19師団の第3守備隊(恵山鎮)を担当し、歩兵第77連隊は第20師団の第1守備隊(中江鎮、江界)を担当した。この結果から見ると、陸軍は西間島を中心とする国境方面に朝鮮軍を増強して国境方面の治安対策を立案したことが分かる。以来、朝鮮軍は国境方面の治安維持に積極的に従事することになった。

朝鮮総督府は朝鮮軍の軍備の補強が不十分であ

ると感じ、1925年7月6日には、常設師団の増強を要求した。斎藤は師団の増設が不可能であれば最低限の警備のために騎兵旅団を移転することを訴えた<sup>134)</sup>。

しかし、騎兵旅団の移転問題のように朝鮮植民地の軍備増強がなかなか実現しない状況は、朝鮮植民地をめぐる国際環境が悪化の一途をたどるにつれて、朝鮮植民地における朝鮮軍の増強と警備の強化を主張する声の一層の高まりを生み出して行った。

朝鮮植民地の軍備増強運動は「朝鮮兵備充実」<sup>135)</sup>というスローガンを掲げて平壌中心に行なわれ、朝鮮平壌商業会議所内の「師団設置西鮮期成会」が中心となった。そして1926年の時点で「朝鮮師団増設期成会」を名乗るまでに発展し、国境地方の治安悪化を理由に朝鮮植民地への師団増設を請願した<sup>136)</sup>。

この朝鮮軍備増強運動は1928年の時点で大きな注目を浴びるまで発展し、さらに朝鮮植民地への師団増設の噂が流れると、同年2月から平壌、大田を中心とする師団設置運動がいっそう活発化した。このような動静は朝鮮憲兵隊により情報が収集され、朝鮮軍司令部を経て陸軍省に報告された<sup>137)</sup>。朝鮮軍は特に6月1日に京城で行われた朝鮮軍備増強運動に注目した。その理由は「從來鮮内各地方的ニ行ハレツ、アリシ兵備充実運動ヲ統一シ朝鮮兵備促進会トシテ地方的与論ヲシテ全鮮的ナラシムル」<sup>138)</sup>動きであったからであった。

このような朝鮮軍備増強運動の刺激の結果山梨半造朝鮮総督は6月19日、白川義則陸相と会って国境警備を含む朝鮮軍備増強問題に関して協議を行った<sup>139)</sup>。

こうして朝鮮軍備増強の方向が強まった結果、1928年6月22日の東京朝日新聞は「南鮮方面に相當兵力を移駐するの必要を痛感」<sup>140)</sup>（傍点は引用者）という陸軍の見解を紹介しつつ朝鮮植民地への師団増強を示唆すると同時に、とりわけ、朝鮮軍が師団の移転を前提に研究中であることを伝えた。

なぜ「南鮮方面」かというと1927年5月11日、

朝鮮軍は朝鮮人対策を具申する意見書<sup>141)</sup>の中で「南鮮地方は人口文化共に北鮮地方に優り其の思想的悪化の程度も亦甚しきもの多く、在鮮部隊の配置が北に厚く南に薄き現況に鑑み鮮内警備上特に注意を要す」と報告したからである。

これらの状況から見ると、朝鮮軍の意見を受け入れた陸軍中央は朝鮮植民地への師団移転を軍備増強の方法として採択したとみられ、実際そのような構想に従って陸軍の朝鮮軍備増強計画は推進された。

朝鮮軍の意見が陸軍中央にそのまま受け入れられた理由としては、出先機関の判断の尊重が挙げられるが、最も重要な理由は朝鮮軍司令官という要職の存在感であった。とりわけ1920年代の朝鮮軍司令官は陸軍中央の要職へと上昇して行く経路であり、このことは必然的に朝鮮軍の立場を強め、意見が通りやすくなる状況を作ったのである。

また、朝鮮軍歴任者が朝鮮軍の在職期に積んだ経験が陸軍中央で活かされることもあり、その故に陸軍中央における朝鮮軍の意見具申は効果があったと思われる。

こうした駆け引きの結果、朝鮮軍備増強問題は南次郎陸相の軍制改革<sup>142)</sup>においても重要なポイントとなり、陸軍中央は軍事参議官会議や三長官会議を経て朝鮮植民地への1個師団移転を確定した。南と金谷参謀総長が推進した師団移転計画はまさに、朝鮮軍司令官歴任者の連帯感により成立したものであったといえる。しかし、この軍制改革案は満州事変の発生で時局が急変したこと、ならびに、陸軍大臣と参謀総長の交代により1933年に中止となつた<sup>143)</sup>。

### 第3節 満州の朝鮮人問題

#### 1. 東間島における抗日朝鮮人の取締り問題

これまで概説した通り、朝鮮軍は朝鮮植民地自体の治安と国境警備に多大な関心を注いだが、日本の統治権力が及ばない満州<sup>144)</sup>における朝鮮人の取締り問題にも積極的に取り組んだ。1919年の三・一運動が失敗し、日本の厳しい弾圧を受けて満州へ移住する朝鮮人が増加した結果、朝鮮

植民地での抗日運動よりも満州、とりわけ今日の中国吉林省延辺朝鮮族自治州にあたる間島地方における抗日運動が活発になったからである。そこで1920年2月、朝鮮軍参謀部は在鮮将校に対して「間島」地域の緊急性を知らせるために「間島歴史の梗概」<sup>145)</sup>を作成して配布した。その結果朝鮮軍の間島に対する認識が広まった。

さらに、朝鮮軍参謀部は間島地方の警察力を増加するよう陸軍中央に具申した。朝鮮軍参謀部は三・一万歳運動が在満朝鮮人に影響を及ぼして在満朝鮮人の抗日運動を活発化したと判断しており、間島地方が不安定になる結果、「国境ハ常ニ不安ヲ感シ鮮内民心ニ不良ノ感化ヲ与ヘ朝鮮統治ニ多大ノ害毒ヲ与フルニ至ルヘシ」という状況が出現することを恐れた。朝鮮軍参謀部は中国による朝鮮人取締りの不十分さに不満があり、「間島方面鮮人ノ取締ハ我自ヲ実施スル外策ナシ」と認識した。そこで「此方面領事警察ノ威力ヲ増加シ且ツ分散配置ヲ採ル」と対策を講じた<sup>146)</sup>。この背景にあったのは、中国が基本的に日本の満州浸潤を好まず日本が弾圧する「不逞鮮人」こと抗日朝鮮人には同情的であったという状況である。

5・6月になると、韓国独立軍は朝鮮植民地内に越境して朝鮮軍と頻発に衝突した<sup>147)</sup>。日本は第19師団の安川少佐が追撃隊を組織して積極的に討伐に出た<sup>148)</sup>。一方、間島地方における抗日朝鮮人の取締りに関して各関係者が奉天に集まり、協議を行った。

そこで5月上旬、第1回奉天会議が開かれ、日本側は張作霖巡閥使に抗日朝鮮人の取締りを求めたものの、その実施は、徐鼎林吉林省長の反対で中止となった。5月29日の第2回奉天会議は奉天領事館で赤塚総領事、朝鮮軍参謀、警務局事務官など関係者が集まり、まず1ヶ月の猶予期間を中国に与え、その結果により「日支協同捜査（名義上日支協同捜査と稱するも日本側主導の位置に立ち検舉を実施せんとするにあり）を実施す」と決定した。そして、朝鮮軍からは憲兵が出動して「日支協同捜査」に参加する予定であった<sup>149)</sup>。

7月5日、朝鮮軍は陸軍次官宛に中国の抗日朝

鮮人取締状況を報告し、この中では中国の上下官憲の乖離の状況に言及しつつ、下級官憲が「従来不逞鮮人と根底深き接觸を有し何等かの默契あるは疑なきものの如し」と判断していた。また中国がロシア過激派と連携している抗日朝鮮人を取り締りせずに放置し、敢えて庇護しているという現状を報告した<sup>150)</sup>。

7月16日の第3回奉天会議で、日本は張作霖巡閥使に中国軍と協同で軍隊による討伐を行いたいと申し込んだ。このような一連の日中協議が行われているところに9月12日の第1次琿春事件、10月2日に第2次琿春事件が発生した。結局、張作霖巡閥使は赤塚総領事に間島出兵の実質的承認を与えたことで、朝鮮軍による討伐が実施されることになった<sup>151)</sup>。日本は間島出兵と同時に中国と「日支協同討伐に関する協定」<sup>152)</sup>を締結し、間島出兵に伴う国際的な名分を立てた。

10月6日、「琿春及間島地方ニ在ル居留民ヲ保護シ併セテ該地方ニ於ケル匪賊ヲ徹底的ニ剿討スルノ已ムカラサルヲ認メ」という趣旨で大庭二郎朝鮮軍司令官は陸軍大臣及び参謀総長に軍隊出動の意見を具申した。大庭軍司令官は「今春決定セル越江追撃ノ効果ニ鑑ムレハ我武威ヲ示シ不逞ノ心ヲ制圧シ禍害ヲ鮮内ニ及ホサシメサル上ニ於テ効力偉大ナルモノアラン決行セシメラレンコトヲ乞フ」<sup>153)</sup>と述べて出兵の必要性を強調している。

また、朝鮮軍は間島出兵が東間島地方だけの治安確保の効果ではなく朝鮮植民地における治安確保にも効果をもたらすと期待した。そこで朝鮮軍は第19師団を主軸として第20師団から歩兵1個大隊と衛生班の支援を受けてシベリア派遣軍と共同作戦に乗り込んだ<sup>154)</sup>。この朝鮮軍の徹底的討伐により在満朝鮮人社会は大きな被害を受けた。

その後、1921年2月初旬、大庭二郎朝鮮軍司令官は「旅順戦跡を訪れる」という名義のもと、電撃的に奉天を訪問して、張作霖と会見、その結果を携えてさらに関東軍と協議することになった<sup>155)</sup>。

この間の大庭の動静について2月7日の読売新聞は次のように伝えた。2月5日、大庭は「満州戦跡視察」を称して張作霖を訪問し懇談を行った。

その内容は秘密ながらも、間島警備、不逞鮮人取締り、軍撤兵の善後についての協議であったと報じられている<sup>156)</sup>。

さらに2月5日正午、赤塚正助総領事、貴志彌次郎少将、斎藤恒、町野武馬両顧問の立会いで大庭二郎と張作霖の会談が行われた。「間島出兵史」の中の「軍司令官張巡閱使と会見協定事項」<sup>157)</sup>からその要点を整理したい。

第1に、日本は間島地方の治安維持のため、張对中国軍の派遣を要請した。これに対して張は間島地方は直接の管轄外であると言いつつも中国軍の増派に同意した。

第2は、日・中両軍の相互越境に関する問題であった。中国は間島出兵の際、馬賊が朝鮮に逃げたとの疑いで日本に対応した。これに対して大庭は、馬賊が朝鮮に入ったとしたら中国が入って捕まえてもよいし、協同作戦で捕まえてもよい、それと同様に中国における抗日朝鮮人も同じように取締まられたいとの旨を伝えた。

第3に、連絡将校の相互派遣の問題であった。日本側は「両国軍は互に此連絡将校を介して情報を通報し合い且要求の交換をなせば両国協同の実を擧くるに円満迅速なるべし」と述べ、連絡将校を相互に派遣することを提言した。張作霖も直ちに承諾した。

この会談事項の中で争点になったのが、軍の越境に関わる問題であった。朝鮮軍参謀長赤井春海が軍事課長真崎甚三郎大佐に送った手紙の内容は次の通りである。

「1. 支那軍隊若クハ警察官ノ鮮内侵入ヲ許サレシハ明瞭ニ大臣閣下ノ御了解ヲ得ラレタル訳ニハ無之候一託日支親善ノ御主旨ノアル所ヲ判断シ協同搜索上被我互に越境進出スルノ締結ヲ開クハ将来各方面ニ対シ極メテ緊要ノコトト被存候ニ付軍司令官ニ於テ独断張ヲ懲憲セラレタル次第二御被候但シ今日迄支那側ハ我勸誘アルニ拘ラス鮮内進出ヲ肯セサル次第二付申添候。2. 通報将校交換ニ関スル件ハ軍司令官上京ノ際予メテ大臣閣下ノ御了解ヲ得ラレタルモノニ付可然御承知相成度候」<sup>158)</sup>

2番目の事項を提言したのは、朝鮮軍の越境討伐に対する中国の抵抗を収めたいという理由があつたからである。朝鮮軍は、間島撤兵後も必要に応じて抗日朝鮮人を武力で制圧することを企図した。朝鮮軍は国境の治安問題を早期に解決するためにはこの方法が有効であると判断したのである。朝鮮軍は陸軍中央の意向により会見に臨んだが、その会見では朝鮮軍が積極的に独自の判断によって会見をリードしたことが分かる。

上記の手紙に対して陸軍中央は、朝鮮軍に「国境」を強調しつつ注意を促した。すなわち、警察や憲兵を中国領に越境させるのは問題にならないものの軍の出動は法規上問題がある。また、中国軍の朝鮮植民地への越境は主権侵害にあたり、条約のような法的整備が必要であると主張した。これに対して朝鮮軍は問題を解決することを最優先に考え、他の事項を軽視した。

1921年3月上旬から下旬に亘り中国軍隊が間島に進駐し、5月末に配置完了した。これに対し朝鮮軍は「領事警察ノ充実ニ伴ヒ之ト交代スル」形で5月10日前後までに撤兵を行った<sup>159)</sup>。それと引き換えに、朝鮮軍は間島方面の情報を察知するための間島連絡班を残し、間島地方の抗日朝鮮人を監視する体制を構築した<sup>160)</sup>。この結果、東間島においては領事館の警察増員と朝鮮軍間島連絡班の存置がなされ、在満朝鮮人の管理が持続的に行われるようになった。

例えば、間島連絡班による帰順朝鮮人の状況が朝鮮軍に報告されている。8月9日、朝鮮軍参謀部が陸軍省に報告した内容によると、間島出兵後多くの帰順朝鮮人が得られて治安は安定したもの、まだ幾つかの問題点が残っているという認識であった。間島連絡班は、特に曖昧な状況の中では帰順朝鮮人が「其主義節操ヲ固守スルコト難ク唯勢力ノ赴ク所之レ隨従シ」することにもなりかねないとして、日本による確実な保護策を立てるべきであろうと強調した。また、帰順朝鮮人の大半は有力者の影響が強いことで、朝鮮人有力者について「監督指導及待遇ニ就テハ特ニ深甚ノ注意ヲ拂フコト必要ナリ」という認識を示した<sup>161)</sup>。

当時の日本政府は満蒙権益を守るために、張作霖を重要なパートナーとして認識した。1921年5月13日、日本政府は「満蒙に對する政策」の閣議決定に続き、5月16日には「朝鮮支那各地長官會議」を開き、5月17日には「張作霖に對する態度に關する件」を決定した。この件では朝鮮植民地の安定には張作霖を援助する必要があると明記している<sup>162)</sup>。そこで、1921年以後の日本の対張作霖政策は懐柔から操縦へ転換した<sup>163)</sup>。このような転換に先立って、大庭と張との会見に表れた朝鮮軍の中中国に対する態度が作用していたことは注目して良いであろう。

その後、朝鮮植民地の国境警備については、齊藤実朝鮮総督と大庭が5月16日の東方会議で原に對し、警察官を増強して警備に当たることと、軍隊の派遣に備えて駐兵の配置を変更することを報告した<sup>164)</sup>。

大庭は1920年10月、咸鏡道方面の国境を視察した<sup>165)</sup>。また、1921年2月には中国の張と会見を行った。その後、東方会議で国境問題に対して朝鮮軍司令官として意見を述べた。このことが少なくとも東方会議以降の国境警備に影響を及ぼしたと考えられ、山梨軍縮の際、朝鮮植民地に分散配置された守備隊の撤廃と国境守備隊の強化に関連が見られる<sup>166)</sup>。

この時期において、朝鮮植民地の国境警備問題は国境地方の治安問題でもあり、また在満抗日朝鮮人の問題でもあった。そして朝鮮軍と朝鮮総督府にとっては解決すべき最優先問題となった。間島出兵はその一環である。

東方会議の後、齊藤実朝鮮総督は大庭を訪問して国境警備に関する意見を交換した<sup>167)</sup>。朝鮮総督が朝鮮軍司令官を訪問すること自体が朝鮮植民地における朝鮮軍の政治的位置を代弁するものであり、寺内正毅朝鮮総督の時代とは異なる状況でもあった。

## 2. 西間島における抗日朝鮮人の取締り問題

大庭朝鮮軍司令官と張巡閱使との会見が行われた直後の1921年3月28日、日本は奉天総領事館で

3日間、在満抗日朝鮮人の取締り問題に関して協議を行った。この会議では、中国との交渉に備えて国境警備に関する「日支国境会巡辦法案」を作成したが、それ以上の進展はなかった<sup>168)</sup>。

東間島地方で独立運動を展開した韓国独立団体は朝鮮軍の討伐によってその拠点を移さなければならなかった。韓国独立団体はロシア領内に入ったが、ロシアとの衝突により再び南下して朝鮮植民地と南満州に残り独立運動に従事した<sup>169)</sup>。南満州に残った朝鮮人は西間島を中心に独立団体を統合して新たな抗日運動を展開した。

このような状況が中国の国内情勢と絡むことで朝鮮植民地の治安状態を悪化させることになり、朝鮮植民地の統治者は中国の国内情勢に敏感に反応した。特に第1次、第2次奉直戦争は、朝鮮植民地と接壤している満州の奉天軍が動いた戦争であるため、日本は満州における治安の不安定化を憂慮した。

樋口季一郎朝鮮軍参謀は、朝鮮全体の中でも国境地帯の治安が最も悪いと認識していた。彼は「北鮮の治安の禍根が満領内にある」として、解決する方法は「奉天の張作霖政権と談合し、要請する以外に方法がない」と考えた<sup>170)</sup>。

1923年末から1924年初頭朝鮮軍は再度張作霖と接触を試みて在満朝鮮人問題の解決を進めた。朝鮮軍は赤井春海朝鮮軍参謀長、樋口、西山茂副官が参加して、奉天で中国との予備会談に臨んでいる。赤井は中国の楊宇霆に対し、「満州政権は国境地帯の鮮人移民に対し、かつ勞りかつ戒めるごとく指導し、もって満鮮両者の友好に寄与せられたい」と注文した。これに対して中国の楊宇霆は、朝鮮軍の申し入れに賛成の意を表し、国境官憲に必要な措置を取らせるようにしたいと答えた<sup>171)</sup>。

1924年3月、國友尚謙朝鮮総督府警務課長は赤井並び本庄繁奉天顧問の仲介により、奉天省警務関係者と奉天で抗日朝鮮人の取締り問題を協議した。しかし、武器取締りの実施要領をめぐって奉天省長と安東領事の間に意見の対立があり、協議は進まなかつた<sup>172)</sup>。

1924年9月17日、第2次奉直戦争が起きる直前、

齊藤朝鮮総督は外務大臣に2つの点を強調した。それは、中央政府レベルにおいて対満州政策を特別に策定し、朝鮮の国境警備に万全を期することと、中国情勢に関する情報の伝達であった。朝鮮軍は陸軍省に対し、朝鮮総督府が奉直戦に不安を持っており、この機会に国境問題を解決する意図があると報告した<sup>173)</sup>。朝鮮総督府の積極的な動きに促される形で、日本は中国と抗日朝鮮人の取締り問題を中心とする国境問題の協議を進めた。

朝鮮総督府は満州にある領事館の領事を朝鮮総督府事務官に兼任させることで、満州における朝鮮総督府の勢力範囲を強化しようとした。なぜなら、朝鮮総督府は朝鮮植民地を統治する組織であり、朝鮮植民地の外の政務に直接触れるることは少なかったからである。そして朝鮮総督府は在満朝鮮人問題を通じて満洲に関与しようとした。

これに対して朝鮮軍は対外情報収集などの対外的任務も負っており、満州における一定の影響力を持っていた。また、朝鮮軍は関東軍、中国の軍事顧問官という陸軍組織と密接なネットワークを持っており、朝鮮総督府の対外窓口の役割も果たした。

1925年5月25日、日本は下岡忠治政務総監の満州訪問を期に、張作霖と国境問題について再度協議を行った。朝鮮総督府は奉直戦により不安定となった国境の治安を確保しようとした。

日本は中国との本格的協議に入る前、奉天総領事館に關係者が集まり細部内容を調整した。概ね朝鮮総督府、外務省、陸軍の共同会議であった<sup>174)</sup>。

朝鮮総督府は中国に望む4つの協議事項を提議した。それは①国境警備に関する諸問題は簡易に取り扱うこと②朝鮮人の取締りを厳重にすること③朝鮮人の中で良民は保護すること④日本の越境侵入は情況上止むを得ないこととして理解することであった。このような朝鮮総督府の態度は、国境の治安を安定化させるために中国の譲歩を求める強引なものであった。

これに対して張作霖の軍事顧問である町野武馬は満州の事情を説明し、日本は「越境問題」に関しては中国に譲歩し、妥協点を見出すのが良いと

提案した。結局、町野の提案を受け入れる形で日本は意見を調整し、日本は中国領への「越境問題」の件を譲る替わりに中国の抗日朝鮮人取締りを厳しくさせることに合意した。

6月2日、日本は奉天省長公署で中国との会談に臨んだ。席上中国側は抗日朝鮮人の取締りが簡単ではないが、実施しているところであると日本側に伝えた。また、日本の中国への越境が増えて中国の地方官民に悪印象を与えていることを指摘し、日本の越境中止を要求した。

これに対して朝鮮総督府の三矢宮松警務局長は中国への越境取締りは効果があり、これを中止するには速やかに両国間で解決策を講じることが必要であると言及し、日本は中国に抗日朝鮮人と武器を取り締りする具体的な法案を作るよう促した。また三矢は先日奉天領事館会議で内部合意した第2、第3の協議事項を中国に要求した。これに対して中国の高交渉官は、日本の情報に基づいて中国官憲が抗日朝鮮人を取締りしたり、日本に渡す法案を作ることもありうるとして会見を收拾した。日本と中国は国境地方の治安悪化をお互いに責任転換したのであるが、結局、日本と中国は引き続き協議することに同意した。

ここで赤井は日本の思惑通りに会議が進んだと認識し、陸軍省に「鮮満国境警備問題ニ關シ日支両国關係者会同ノ情況」<sup>175)</sup>と題する報告書を提出し、「概ね予期ノ目的ヲ達セルモノト認ム」と報告した。しかし、この報告書には日中國境問題（朝鮮人取締り問題を含む）に対する朝鮮軍の次のような分析と意見が記されていた。

朝鮮軍が提出した問題の第1は中国警備關係者の現状である。この会見を通じて朝鮮軍は、中国が日本と違って「支那側官吏上下密接ノ度」に問題があると指摘した。このような問題を解決するためには「各階級毎に部分的連絡を行うを要す」として一つの方法を提案した。

問題の第2は日本の中國への越境問題である。まず、朝鮮軍は中国の政治指導者を分析した。朝鮮軍の分析によると、張作霖は対ソ問題に力を注ぐあまり、国境問題には関心がないこと、王永江

奉天省長は日本との親善関係や国力の差で日本の越境は止むを得ないと認識していた。また、于珍奉天省警務処長については、所謂主権維持論者で、自分の職務関係上日本の越境を固く拒んでいると認識していた。それゆえ日本が中国領へ止むを得ず越境する場合は「実施期間ヲ予メ通告シ置キ実施期間ハ當方隨意之ヲ決行ス」との方針を打ち出した。詳しく説明すると、朝鮮軍の意見は第1「概ネ結氷期間ヲ限り隨時越境進入ヲ為ス旨予メ通告」したうえできるだけ行動範囲を限定し、速やかに終えさせること、第2「結氷期間外ハ全然取締ノ責任ヲ支那側ニ負ハシメ前項ノ如キ越境動作ハ行ハス」、しかし不祥事が発生すれば「其ノ結果ハ比較的大規模ノ越境ヲ自主的ニ実施ス」(傍点は引用者)ということであった。

従って朝鮮軍の意見は、町野の越境問題に対する見解とほぼ同じであった。所謂同じ立場で出先機関に勤務し、また様々な情報を共有するために生まれる共通の認識に基づいた考え方である。また、朝鮮総督府の主張も朝鮮軍の意見に取り入れられたことが分かる。中国への越境討伐が国境の治安を安定化し、その実績が総督府側に認められたのである。

とりわけ朝鮮軍は間島出兵を通じて、軍事的行動が文化政治よりも効果的であると認識した。今回の朝鮮軍の意見においても、最後の解決策の手段として、大規模な軍事行動の提案があった。

6月11日、奉天省交渉署で三矢宮松朝鮮総督府警務局長と于珍奉天省警務処長との間に「不逞鮮人ノ取締ニ關シ雙方ノ協定」<sup>176)</sup>が調印された。内容は概ね、日本の中国への越境を中止することに代わり、中国は抗日朝鮮人の取締りを厳しく実行することであった。さらに7月8日には、国友尚謙朝鮮総督府警務課長と于珍奉天省警務処長との間に「不逞鮮人取締施行細則」<sup>177)</sup>が締結された。

これらの協定により、当分日本は中国の手を借りる形で少い経費で国境の治安を維持することになった。しかし、朝鮮軍はその意見書でも示していたように、中国の責任で国境の治安が保たれない場合、大規模な軍事行動で解決する意図を明ら

かにした。朝鮮軍は状況により軍事的に介入する意思があることを示したのである。

### 3. 満州事変前後の対朝鮮人政策

朝鮮軍の在満朝鮮人に対する関心は非常に強く、在満朝鮮人に対する諜報活動に力を入れた。朝鮮軍の「大正十五年度諜報計画の概要」を見ると、在満朝鮮人の諜報に関するものであればたとえ関東軍の諜報区域であっても入ることができた。また、当時の状況の変化により朝鮮軍では北京と上海にも諜報機関を設置するよう希望したが、経費の問題で計画に止まった<sup>178)</sup>。

満州事変前の在満朝鮮人の潜在的問題を纏めてみると、大きく二重国籍問題、土地所有問題、教育権問題に集約される<sup>179)</sup>。これらの問題は日韓併合後事が経つにつれ、日中の間に深刻な軋轢として現れた。特に在満朝鮮人問題は1920年代における中国のナショナリズムの高まりの結果、いつそう日中間に深刻な問題となった。

このような情勢の変化は中国の在満朝鮮人政策の変換をもたらした。日本が在満朝鮮人に対する迫害であると受け止めた1927年の事例は、地方的に散発に行われたとは言え、1月は朝鮮人農民の迫害、朝鮮人経営の学校に対する解散令、支那服装着用禁止、水田貸与期間の制限、3月は家畜税徵収、4月は朝鮮人学校の閉鎖命令、水田耕作の制限。5月は土地租借の禁止、朝鮮人の入境禁止など様々な強圧的措置がとられた<sup>180)</sup>。

そこで1927年5月11日、朝鮮軍は「鮮人問題とその対策」<sup>181)</sup>を纏め、陸軍中央に報告した。在満朝鮮人に関して朝鮮軍は一般朝鮮人と抗日朝鮮人を区別し、朝鮮人の海外移住が増加する理由を経済不況と朝鮮人の放浪性に起因すると判断した。そして一般朝鮮人に関しては政治・経済的基盤の脆弱性が思想を悪化させる原因であると説明した。抗日朝鮮人に関しては、民族主義系の組織と共産主義系の組織があると分析し、憂慮すべき問題として「各団体漸次合同統制の気運を醸成しある」ことを挙げた。

そして朝鮮軍は在満朝鮮人問題への対策として、

第1に朝鮮人の国外移住機関を確立して在外朝鮮人を保護すること、第2に抗日朝鮮人問題に関する官憲の対策を統一すること、第3に朝鮮人の中国帰化問題解決策をとることであった。

これに対して中国は、日本の管理下にある在満朝鮮人を日本の勢力と見なした。特に日本陸軍の軍事的大陸政策は、中国ナショナリズム例の警戒論を大いに刺激した。そして吉林省では入境者取締辦法（8月）、朝鮮人新移住者防止（10月）が実施され、9月長白県では朝鮮人の帰化を強要策がとられたが<sup>182)</sup>、このような状況は在満朝鮮人の朝鮮植民地への逆移住を促進させた。

満州に勢力を扶植したい日本はこのような現象を好まなかっただけでなく、中国の対朝鮮人強行策に大いに刺激された。1927年12月16日、金谷範三朝鮮軍司令官はこのような状況をめぐって「支那官民ノ在満鮮人圧迫ニ就テハ帝国ハ正々堂々強硬ニ抗議シ已ムヲ得サレハ威力ニ訴エテ速ニ之ヲ解決スルヲ要ス」<sup>183)</sup>という意見を陸軍省に具申した。

こうした在満州の朝鮮人をめぐる日中対立に拍車をかけたのが国民党の北伐である。この結果1928年の秋から1929年の冬にかけ、8万人から12万人の難民が山東省から満州に流入した。これらの中国人と先住の朝鮮人の間には紛争が絶えなかった。紛争が発生すると中国官憲は自国民の側に立ち、朝鮮人に對し強硬に対処する事例が多くなった<sup>184)</sup>。

そのような中、1930年5月、間島5・30事件が発生し、日本は日本領事館が襲われるなど直接的被害を受けた。これを受けた朝鮮軍司令部は「間島事件ニ關スル觀察及意見」<sup>185)</sup>を陸軍省に提出した。朝鮮軍は間島地方を「我満蒙対策上東滿方面ニ於ケル重要ナル策源地タルノ地位」とする立場から強い注意を喚起した。朝鮮軍は今回の事件を朝鮮共産党が中国共産党の援助とソ連共産党の革命戦闘指導により起こした事件として深刻に捉えたのである。

そして朝鮮軍は「満蒙ニ於ケル我権益ノ進展ハ事毎ニ阻止セラレツ、アリ」と認識した。朝鮮人

の帰化問題に対しては「特ニ支那ハ未タ法治国家タル資格ヲ有セサル現状ニ在ルヲ以テ帰化ハ當分許可セサル適當トス」と考えた。間島対策については「積極行動ニ依リテ實質的ニ権益ノ充実獲得ニ努メ」るべきとして警察官の増加、機械化武力の設置、通信機関の設立などを課題として挙げた。具体的な解決案として次の2案を示した。

(甲) 現状ヲ一層悪化スルニ委ス即チ現状ノ儘更ニ隠忍持久シ現時ノ化膿的状況ヲシテ決潰ニ導キ共匪ノ暴動等勃発ノ機ニ乘シテ直ニ警察官次テ憲兵又ハ守備隊ヲ出動シ以テ事件ノ解決打開ヲ計ル

(乙) 謀略策動ヲ行フ即チ之ニ依リ間島ニ匪賊等ノ暴動ヲ發生セシメ事態ノ拡大ニ乘シ警察官ノ出動並出兵ヲ断行シ十分ナル解決ヲ計ル

しかし、朝鮮軍はこの2つの案が「國際關係並国内民心の帰趨等に鑑み実行不可能」と推測した。そして「開戦ヲ前提トスル大決心」がない限り、警察力の増強などの「漸進的ニ之カ改善ヲ期スル」方法を提示した。

ここで注目したいのは具体的な解決策の(乙)案である。この(乙)案は実際満州事変の際に朝鮮軍が実行に移そうとした計画であった<sup>186)</sup>。

満州事変以降、満州は関東軍の管轄の下に入った。しかし、朝鮮人が多く居住している間島地方については朝鮮総督府及び朝鮮軍の一定の同意が必要とされたのみならず、朝鮮植民地と密接な関係にある間島地方に関しては朝鮮軍の全幅的な支援を必要とした。また、当時の朝鮮軍には間島地方に対する特殊な感情があった。そこで満州事変の際、朝鮮軍による間島領有計画が浮上したのである<sup>187)</sup>。

1932年4月2日、日本は閣議決定により「帝國臣民保護ノ為」という名目で朝鮮軍2個大隊を間島に派遣することを決定し、第19師団が24時間以内に直接出動し、治安維持を担当することになった<sup>188)</sup>。

4月7日、間島地方に対する政策を決定する際、関東軍は朝鮮軍の支援を必要とする点を認めながらも、関東軍が間島地方における指導的地位を確

保するように陸軍中央に要求し<sup>189)</sup>、そのうえで関東軍は朝鮮軍・朝鮮総督府と協議の上、「間島地方治安維持及ヒ統治ニ関スル指導方針」<sup>190)</sup>を決定した。そのうち「朝鮮軍司令部及総督府ニ主トシテ委任スル事項」としては①治安維持に関する事項②間島の特殊事情に応ずる民政の指導（新国家官制の範囲に於いて）③地方官公吏の人事に関する指導④地方自治団体の指導といった点が挙げられている。

これに対し11月20日、朝鮮軍は満州における朝鮮人をめぐる意見を提示した。「在満朝鮮人指導ノ根本方策ニ関スル意見」<sup>191)</sup>では、在満朝鮮人問題は満州国の現状・将来のみならず、朝鮮植民地統治においても重要な問題であると位置づけ、

「時ニ或ハ強硬政策ヲ採用シ強圧主義ニ拠ルコト」も可能であることを強調した。また、「朝鮮人ノ満州国ニ対スル發展ト移入ヲ図リ其缺ヲ補フニ内地人ヲ以テスルヲ一案」と朝鮮人の指導方針を提示した。そして、朝鮮人の待遇と施設の面については、朝鮮軍は治安を確保するために、軍の討伐と駐兵を経て「其居住地ヲ地方的ニ集結セシメ之ニ自衛能力ヲ發揮スル為ニ必要ナル機関ヲ具備セシムルヲ要ス」方法を提示した。第2に、生業保護の面については、米作を中心とする自作農の育成、商工業方面の発展、会社員としての採用などを挙げた。第3に、教育施設の普及、衛生機関の整備、交通の開発など文化的施設を整備することで、社会の一員としての地位を向上することを目指とした。第4に、満州国における朝鮮人官吏の任用である。特に満州国の現状からみて朝鮮人の人材が十分ではないため、朝鮮植民地の官吏や高学歴者からの任用を薦めた。このような方案は満州国を第2の植民地にすることを意味し、かつ、朝鮮植民地は相対的に内地化して行くことを意味していた。

朝鮮軍の意見は、既に朝鮮軍自身が述べたように強硬政策と懐柔政策を同時に推進することであった。朝鮮軍は在満朝鮮人を反日・離日から転換させ、満州国の建国と治安維持に寄与させようとした。また朝鮮軍はそのようなことが朝鮮植民

地統治の安定にも繋がると考えた。

### 第3章 朝鮮軍の国家防衛政策

#### 第1節 シベリア出兵と朝鮮軍の活動

1917年のロシア革命は、ヨーロッパはもちろん、日本にも大きな影響を与えた。特に日本はロシアと朝鮮をめぐり対立したのち、ドイツを念頭に置き協調していた。日本にとってロシアの没落は対外関係の重大な変化を予告するものであった。日本はこのような変化に便乗し、革命勢力の阻止と大陸進出という名分でシベリア出兵を想定した。しかし、1918年2月の時点ではアメリカの出兵反対と政府内の意見対立によりシベリア出兵は実現しなかった。

日本政府の中でもシベリア出兵に最も積極的であったのは、田中義一参謀次長を中心とする陸軍であり、特に田中は「シベリアニ関スル田中参謀次長ノ意見」を提出してシベリア出兵の構想を具体化にした。ここでは、「独塊勢力の東漸に対抗」する緩衝国の形成、資源の独占、「日支提携」などが書かれており、この田中意見書が陸軍の対ロシア干渉政策の基本枠になった<sup>192)</sup>。

1917年12月12日、革命政権が東支鉄道管理局長の存在を否認したため、北京政権は黒竜江督軍などの協力を得て東支鉄道沿線をほぼ制圧した<sup>193)</sup>。1918年5月、日本は陸軍の主導で「日支提携」を名目に日中軍事協定を締結した。田中の構想通り、日中軍事協定は日本のシベリア出兵の利便と中国の軍事的隸属を内容としていた。中国の反発により協定の一部は変更されたが、この協定により中国からの側面進出や支援が可能になった。

1918年3月、朝鮮軍の「浦潮応急派遣計画」が参謀本部から立案された。それはウラジオストク派遣軍艦の陸戦隊を支援するためのものであり、咸興の歩兵第74連隊の主力をウラジオストク方面に迅速に派遣することを内容とした。4月4日、ウラジオストクで暴動が起り、海軍の陸戦隊が上陸して在留日本人の警備に当たった。参謀本部は「前記応急派兵実行ノ機」として派遣を主張したが、陸軍省は出兵が時期尚早であるとして反対

した。結局、朝鮮軍の応急派遣は実現されなかつた<sup>194)</sup>。

朝鮮軍の動員はシベリア出兵の初期にも計画された。参謀本部は3月、「極東ノ治安維持スルト共ニ将来発生スルコトアルヘキ対露、独作戦ヲ準備センカ為沿海州及後貝加爾州ニ対スル出兵ヲ画策」して「極東露領ニ対スル出兵計画」を作成した<sup>195)</sup>。この計画によると第1軍は沿海州方面に進出することになり、第2軍はザバイカル州方面に進出することになった。この出兵計画で朝鮮軍の第40旅団は関東都督の指揮下に入り、第7師団と共に先発でザバイカル州方面に進撃して第2軍の地歩を確保する任務を帯びた。第2軍の到着の後は、関東都督守備管区の鉄道の守備及び第2軍の兵站業務を担任する任務であった。

8月2日、チェコスロヴァキア軍の救出のために、日米共同の出兵宣言がなされた。朝鮮軍の出兵は日本とウラジオストクを繋ぐ電線添架支援任務から始まった。陸軍中央はウラジオストク・京城線を補強するために、10月7日、参謀本部から朝鮮軍に「綏芬河、朝鮮国境ニ於ケル電線掩護ニ任セシム」<sup>196)</sup>命令が下された。その部隊の規模は歩兵第74連隊の1大隊、騎兵第27連隊の2小隊及び工兵第19大隊の1中隊からなるものであった。10日、宇都宮太郎朝鮮軍司令官は、高島友武第19師団長に編制部隊を「南部鳥蘇里派遣隊」と称して、活動させることを命じた。

派遣隊の任務は、ウラジオストク・京城線の通信所として利用されるスラウヤンカ地域の電線添架作業を支援することであった。その後、日本軍がスラウヤンカ・ウラジオストク間のロシア電信を利用することになり、朝鮮総督府から技師の支援を受けて通信業務を行った<sup>197)</sup>。そして11月9日、ウラジオストク・京城線中ウラジオストク・慶興区間の電線添架作業が完成した。当初の計画ではスラウヤンカと慶興だけに通信所を持つ予定だったが、作業が進んだ結果、ノヴォキエフスクにも通信所が増加された。ウラジオストク・京城線の完成後派遣隊の任務は電線施設の警備に切り替えられた。

その後11月22日、宇都宮は参謀本部の命令を受けて、高島に「南部鳥蘇里派遣隊」の行動について次のように訓令を出した。それは第1に、兵要地理の調査、風土民情に関する研究、外国语の研磨などを奨励すること、第2に、ロシアに対しては其言動に注意して、朝鮮人に対しては、「根本的ニ排日思想ヲ絶滅」すること、第3に、緊急の場合は機を失しないために、派遣所在地の高級指揮官に処理を求めるなどであった<sup>198)</sup>。この行動要領から、日本軍の戦略的意図が伺える。ウラジオストク・京城間の電線は「内地、浦潮間ニ於ケル通信ノ主線」として戦略的な重要性を掲げたのみならず、「沿線ニハ排日思想ヲ有スル鮮人多ク從来屢妨害ヲ企テ」ために、「専任守備隊兵ヲ配置」する必要に追われて朝鮮軍が派遣された<sup>199)</sup>。要するに、朝鮮軍は、日本とウラジオストクを連結する電信の添架設置、運用と同時に在沿海州の朝鮮人を取締る任務も帯びたのであった。

10月14日、朝鮮憲兵隊司令官は「鮮人取締ニ任セシメンカ為」朝鮮憲兵隊より定員外の兵力を朝鮮軍司令部に配属させた。その後、各地に駐屯していた守備隊が朝鮮人の武器没収を行った。派遣隊は沿海州の朝鮮人の排日思想に危惧を持った。さらに、10月22日から24日にかけて、「ノヴォキエフスク」、「ポシエトウ」、「グラードゥカヤ」に駐屯していた守備隊は朝鮮人の武器を没収した。しかし、この守備隊の武器没収行動が排日思想を增幅させる事態を招いた<sup>200)</sup>。

1919年4月、派遣隊は、「軍事行動及之ニ関連スル政務並輸送交通ニ關スル件」によりシベリア派遣軍司令官の指揮下に入った。その後、派遣隊は所属変更に伴い改編され、シベリア派遣軍の軍事戦略上再配置された<sup>201)</sup>。改編された派遣隊は、一部シベリア軍兵站部長の指揮下で軍の兵站業務を行ったが、殆どの兵力は馬賊や過激派を鎮圧する軍事行動を行った。また、排日朝鮮人を抑圧する軍事行動にも出動した。

4月、琿春から広まつた朝鮮独立運動は、9月には一層盛んになり、旧韓国国旗の掲揚、愛國歌の齊唱などが行われた。これに対して、派遣隊は

「必要ニ際シ示威行軍ヲ実施」する方針で琿春方面における兵力派遣などの対応策に乗り出した<sup>202)</sup>。

こうしたウラジオストク方面における警備強化は、シベリア出兵の日本における全般的な戦略論の流れと表裏一体であった。例えば、1920年1月27日、朝鮮軍参謀部により提出された「西伯利ノ富源ニ就テ」<sup>203)</sup>は主としてシベリアの資源の活用を訴えている。朝鮮軍参謀部はシベリア出兵が「実ニ千載一遇ノ好機」であると認識した。そして日本の状況からすると中国の資源だけではなくシベリアの資源も活用して「将来予期スヘキ第二世界大戦ニ於ケル勝利ノ基礎」を作るべきであると報告した。この報告書ではシベリア朝鮮人対策についても言及した。朝鮮軍はシベリアの朝鮮人を「帝国ノ経営実現スル」するための「前衛トシ邦人ハ其本隊」とする策を想定していたが、その故に「排日鮮人ノ撲滅ヲ圖ル」ことと共に「極力親日鮮人ヲ増加」させる方法を主張した。朝鮮軍はシベリアの朝鮮人を二分化することによって日本の権益を確保しようとしたのである。

1920年8月15日、派遣隊は、高柳保太郎浦潮派遣軍参謀長より復帰の命令を受けて、9月16日、ウラジオストクを経て清津に帰還した。

シベリア出兵において朝鮮軍は2回の応急準備動員計画があった。しかし朝鮮軍の出兵は「南部鳥蘇里派遣隊」のみで、直接の戦闘よりは支援部隊としての性格が強かった。また、朝鮮軍は沿海州の朝鮮人に対する対応も命じられた。

次はシベリア出兵における朝鮮軍の兵站業務について概観したい。

1918年8月18日、宇都宮は参謀本部より「帝国軍ノ西伯利派兵ニ関シ沿海州方面及北満州方面派遣部隊ニ對スル朝鮮内ニ於ケル兵站業務ノ担任」を命じられた。その要旨は、第1に、沿海州方面派遣部隊に対して「朝鮮内ニ在ル軍需品ヲ以テ之ヲ補給スル」こと、第2に、北満州方面派遣部隊に対して「派遣部隊中朝鮮内ヲ通過スル人馬ノ給養、衛生ヲ担任スル外朝鮮内ニ在ル軍需品ヲ以テ之ヲ補給スル」ことであった。23日、宇都宮は「兵站施設及給養実施要領」を策定して、隸属部隊に

命令を発した<sup>204)</sup>。

しかし、朝鮮軍は兵站業務を推進する際、暗礁にぶつかった。シベリア出兵により発生した日本の米騒動が朝鮮植民地にも影響を及ぼしたのである。朝鮮総督府は治安維持上、地方官憲に命じて米の大口取引を禁止した。宇都宮もこの状況を「京城も終に米騒動の小火有之候赴遺憾の極に御坐候」<sup>205)</sup>と表現している。そこで朝鮮軍は朝鮮総督府と協議の上、経理官を主要農場や市場に派遣して直接米を購入した。しかし、その成果が現れなかつたので、朝鮮総督府の推薦により、「朝鮮物産組合」<sup>206)</sup>を利用して米の購入を行つた。

このような経過を経て兵站業務の任務を果たした朝鮮軍は、政治・社会状況に極めて敏感に反応するようになった。朝鮮軍の国防的任務が社会・経済と密接な関係を持つことになればなるほど、朝鮮軍による政治批判は益々高まってくる。特に朝鮮軍は朝鮮植民地統治において朝鮮総督府の全面的な支援を受けながらも、朝鮮総督府の文化政治に対する批判的態度は崩さなかった。朝鮮軍の政治的欲求不満は事件が起きる度に蓄積されていたのである。

この問題が噴出したのは三・一万歳運動においてである。三・一万歳運動は朝鮮軍の兵站業務に莫大な支障を招來した。朝鮮軍は「朝鮮軍司令部担任兵站業務実施報告」を十日に1回のペースで発行した。その主な内容は、朝鮮植民地における軍需品の整備及輸送、宿營及び給養、衛生、軍馬の検疫などの状況報告である。しかし、3月1日から20日の報告書<sup>207)</sup>には次のように記されており、兵站業務が危機に瀕していることが明らかになった。

1. 本期間ニ於テ朝鮮内軍需品ノ整備及輸送セルモノナシ
2. 兵站諸機関ノ閉鎖及縮小

これを見る限り、少なくとも20日間、朝鮮軍の兵站業務は完全に停止されたことを意味する。

三・一万歳運動は朝鮮軍、陸軍中央そして日本政府全体に、植民地の治安維持の側面だけでなく戦争遂行の国防の側面からも極度の危機感をもた

らした。その結果、三・一万歳運動が無抵抗運動であったにも拘らず、朝鮮軍は徹底的に厳しく対応しなければならなかつたのである。

このように朝鮮軍は、大陸作戦が発生すると、応急準備軍としての活躍と兵站業務の任務を果すことになった。中国方面であれ、ロシア方面であれ、朝鮮植民地との接壤地が不安定になると朝鮮軍は常に素早い対応を迫られた。そして、最後まで軍事的支援を行つたのである。

## 第2節 ソ連の成立と対ソ対策

### 1. 松井太久郎大尉の活動

日本陸軍は軍事的大国ロシアとの対決を想定して早い時期から多くの軍人をロシア専門家として育成した。その代表的人物が田中義一である。朝鮮軍司令官の中では、大庭二郎と菊地慎之助がロシア専門家であり、彼らは、若い頃から対口作戦に従事して様々な現場経験を積みながら、ロシア研究を行つた。そして、朝鮮軍司令官としてその経験が活かされるようになった。

しかし、これらの世代の将校は、対ロシアに精通してもあくまで日本（植民地を含まない）の防衛の観点からロシアを研究したことになる。しかし大庭と菊地より若い世代である松井太久郎や神田正種は、日本帝国の防衛観点からロシアまたはソ連を意識した。なぜなら新しいロシア専門家（ソ連専門家）は若い頃に植民地もしくは海外駐屯地で勤務しながらロシアを研究したからである。

松井太久郎と神田正種の共通点は、シベリア出兵の経験があり、前後に関東軍で勤務した経験があることであった。松井と神田の差異は、松井が对中国政策の見地からロシアを考察したのに対し、神田はロシアを研究するために関東軍に勤務したことであった。2人はもちろん朝鮮軍でも勤務した。この新しいロシア専門家が蓄積した経験を朝鮮軍でどのように活かしたのか、または朝鮮軍として勤務した結果、その後の職責でその経験がどのように活かされたのか、そこには密接な連関関係があるだろう。

ここでは松井の朝鮮軍勤務時代を取上げたい。

特に、彼が朝鮮軍付ウラジオストク情報員として勤務した時期はシベリア撤兵の時期であり、ロシアからソ連に転換する時期のソ連観や情報活動を伺えることができる。

まず、松井太久郎<sup>208)</sup>の履歴について概観してみたい。1887年、松井は福岡で生まれた。外柔内剛、思慮周密、細心にして大胆な性格であったと言われる。そして1910年5月、陸軍士官学校を卒業（22期）、1917年には陸軍大学を卒業した。1918年8月、第12師団副官としてシベリア出兵に従軍した。その後、参謀本部支那課、関東軍付を経て、再びシベリア派遣軍参謀としてシベリアに戻る。1922年10月、シベリア撤兵に伴い、朝鮮軍司令部付のウラジオストク情報員として情報活動に従事する。1924年6月、参謀本部に戻るが、1925年5月、再び朝鮮軍参謀として朝鮮植民地で勤務した。1927年7月、参謀本部員、陸軍省新聞班を経て、1931年10月、関東軍参謀となる。1932年7月、技術本付から日本の勤務をしたが、1936年12月、支那駐屯軍司令部付の北平特務機関長に任命された。1937年9月、関東軍付の張家口特務機関長、駐蒙兵团司令部付、関東軍司令部付の満州國軍最高軍事顧問、支那派遣軍総司令部付の汪政府最高軍事顧問、支那派遣軍総參謀長を経て1945年2月、第13軍司令官にまで上りつめた。松井の経歴を見ると内地勤務が少なく、殆ど中国での勤務が多いことが目につく。彼は参謀本部、特務機関などの情報分野で長く活動をした。松井の対ロシアに対する国防観念が形成されたのは、シベリア従軍とウラジオストク情報員として派遣された時期からと思われる。

1922年10月24日、菊地慎之助参謀次長は、白川義則陸相に「浦潮派遣軍撤退後該方面の諜報」を収集するために松井シベリア派遣軍参謀を「新に朝鮮軍司令部付として可成浦潮附近に残留勤務せしむべき予定」であると伝えた。それは、ウラジオストク地方の状況が険悪であるため、海軍の艦隊に移して服務する計画であり、海軍省から協調を得たいとの要請書であった。そこで11月2日、陸軍省が海軍省に照会したところ、海軍省の承諾

を得た<sup>209)</sup>。

その後、松井は朝鮮軍司令部付ウラジオストク情報員として従事する。翌年3月、海軍の軍艦が撤退することにより、松井はウラジオストクで勤務することになった。日本陸軍は、松井について「露語並露国事情の研究、軍残務整理の関係上外交官及海軍との連絡に任する目的」ゆえに、ソ連の赤軍司令官ウボレイウイチや衛戍司令官グラスコフと交渉し、ウラジオストク市に残留させた。ソ連が提示した残留の条件とは、1. 日本軍人ではあるが、個人資格として残留、2. 日本軍服の着用禁止、3. 陰謀など画策の帮助禁止であった<sup>210)</sup>。要するに日本とソ連は松井を大使館の武官のような地位として扱ったのであった。

しかし、松井の任務は相変わらずウラジオストクの状況を陸軍中央に報告することであった。そのために陸軍中央と新たな連絡方法を確保しなければならなかった。そこで浮上したのが外務省の郵便を使うことであった。松井は渡邊ウラジオストク総領事の名前を借りて、参謀本部宛には外務省宛として送り、朝鮮軍宛には朝鮮総督府宛として情報を送った。4月に入り、ソ連はウラジオストク領事館にソ連郵便局を経由して郵便業務を行うよう圧力をかけたため、郵便を使った機密連絡はかなり難しくなってきた<sup>211)</sup>。

このような状況の中で、松井は朝鮮軍参謀部にウラジオストク附近の状況を報告した。1922年11月23日の「浦潮附近の近況」<sup>212)</sup>には、ウラジオストクにおける軍隊、市民、外国居留民、ソ連と日米中の関係などが総合的に整理されている。ここで松井はまずソ連の軍民離間政策に注目し、これから思想戦に備えるよう要求した。そして、共産主義の本質に触れて、ソ連の目的は「全世界ヲ通シテ自己ト同一主義」を広げることであると断定した。

松井は朝鮮軍参謀の勤務を終えて参謀本部に転勤している頃、雑誌『朝鮮及満州』<sup>213)</sup>において国際共産主義の危機について語っている。まず、ソ連については、「其れは自由ではなくて、極端な中央集権、独裁政治に絶対服従を強いるものであ

る」と分析した。また、「現在のソビエトの手によって世界を赤化しようと云ふので、凡ゆる方面に手を伸して居るが、その運動を思想戦と云って、戦争の術語を用ひて居る」とソ連の共産主義とその思想の普及に注目し、ソ連の成長と共に共産主義が日本に浸透することを警戒した。このような松井のソ連観は、朝鮮軍附としてウラジオストクに勤務していた頃から形成された。

12月26日の「浦潮附近情報」ではウラジオストク市だけではなく、沿海州全体の共産組織の現状について報告が行われた。そして最後の雑件の部分では、抗日朝鮮人の状況についても分析された。松井が見た抗日朝鮮人の状況は、「武器ヲ擁シテ活動スルノ不利ハ彼等ノ自覺スル所ニシテ各所ニ宣伝員ヲ派シテ遂次赤化ヲ策ヒルモノ」であった。そして、今後は沿海州の抗日朝鮮人が武装蜂起を起こし、赤化宣伝を以て独立運動を展開すると予想した。その後1923年4月4日の報告書では、ウラジオストクの近況や抗日朝鮮人の状況、とりわけ、上海・京城との連絡関係を報告した。10月には、関東大震災後のソ連と抗日朝鮮人の動向を伝えた。松井の報告書を見る限りでは、ウラジオストクを中心とするソ連の状況と沿海州の抗日朝鮮人の活動に注目して情報を収集したことが分かる。朝鮮軍はウラジオストクに近い琿春でソ連の情報を収集していたが、ソ連内部からの情報源を最も欲したのである。それ故に、松井は必要不可欠な存在となつた。

1924年2月16日、ウラジオストクにおいて、ソ連官憲による日本人拘禁事件が発生し、松井を始め、外務省領事館員、在留日本人など十数名が拘禁された。3月中旬、領事館員3名と在留日本人4名が解放されたが、妻海軍少佐と松井以下9名が拘禁の状態であった。

そこで4月、日本政府は拘禁問題の解決を日ソ基本条約締結の前段階として扱うと公言した。しかし、水面下では、芳澤謙吉公使とソ連のカラハンが非公式に日ソ交渉の本題を討議していた<sup>214)</sup>。陸軍としては、松井が「重ナル被告ト看做サレ既二十数回ノ訊問ヲ受け」<sup>215)</sup>ていることから、裁判

にかけられず釈放されることを望んだ。しかし、ソ連は、「元来政策ニ関係ナク單ニ国家保安上國法ニ依リ」<sup>216)</sup>裁判にかけることにした。表面上ソ連は松井の情報活動に注目して逮捕したとの態度であった。

4月12日、渡邊在ウラジオストク総領事代理は松井慶四郎外務大臣に、松井と他の拘禁者が裁判にかけられることを伝え、「我ヲ威嚇シ一種ノ人質トシ置キテ北京交渉ニ利用セントスルモノナルヘキカトモ思考セラレ候」<sup>217)</sup>と懸念を抱いた。

4月28日、朝鮮軍は琿春派遣員が朝鮮人密偵から得た松井の情報を陸軍省に報告した。朝鮮軍は松井の居場所や監禁状態などを詳しく把握していた<sup>218)</sup>。

その後、5月19日の芳澤公使とカラハンの会談を境に松井大尉拘禁事件が急速に動いた。カラハンは「貴公使の極めて親善的なる態度と日露交渉の円満なる進行とに鑑み」<sup>219)</sup>、簣妻と松井の釈放または追放をモスクワに建議したと芳澤に伝えた。その後、23日に、拘禁者全員が釈放されたことで事件は解決された。

松井大尉拘禁事件は、北京で日ソ交渉が正式に始まることにより解決された。様々な状況から見るとソ連は多少意識的に事件を起こした可能性が高い。ソ連は松井大尉拘禁事件を通じて日ソ基本条約の交渉を有利な立場で進みたいと思った。また、ウラジオストクの日本陸軍の情報源を根絶した二重の効果を狙った可能性がある。

釈放された松井は、参謀本部に復帰したのち、1年後、朝鮮軍参謀として朝鮮軍で活躍した。次に述べられる朝鮮軍の対ソ諜報計画は松井が参加して作成された可能性が非常に高い。

## 2. 対ソ諜報計画と活動

シベリア撤兵に伴い、日本にとってソ連をめぐる次の重大な関心はロシアの南部沿海州に接している朝鮮植民地の北側の国境の防御へと移った<sup>220)</sup>。日本は常に厳しく警戒し、ロシア革命の混乱によるロシア人の国境侵入を断固として拒んだ。

1922年10月25日、朝鮮軍は南ウスリー方面（沿

海州）の戦況を察知し、現在の状況を分析した上で陸軍中央に増員の必要性を報告した。陸軍中央もただちに「朝鮮国境方面増兵に関する件」<sup>221)</sup>を発して朝鮮軍守備隊の増員と臨時軍事費使用を許可した。陸軍中央は朝鮮軍に赤軍の攻撃に対する防衛行動でも独断で越境しないよう注意を払った。こうした動きの中、朝鮮総督府も独自の情報により沿海州と接する国境の不安定を陸軍に訴えた。

日露戦争後、日本陸軍はロシアの報復に備えて北方の防備を固くすることに専念した。朝鮮植民地に2個師団を増設したのもその延長線である。また、シベリア出兵でシベリアに緩衝国を作ろうとしたのもその理由であった。しかし、ロシア革命により帝政ロシアが崩壊した後、ソ連の誕生は北方に対する日本の警戒を少し緩めた。大正末から昭和初期にかけて、日本は対ソ戦に対する戦備強化よりもむしろ対英米に対する戦備強化を行った。また、奉直戦争など中国国内情勢の不安は、満蒙権益と関わる日本の耳目を中国の方面に引き寄せた。

ワシントン体制という新たな国際環境の変化に応じて改訂された1923年の帝国国防方針は、対ソ作戦よりも、対英米作戦を中心とした国家防衛政策へと転換するものであり、徐々に中央組織から下部組織まで影響を与えた。

陸軍の中央組織では参謀本部が対ソ諜報を担当した。参謀本部の諜報部分の中では常に露（ソ連）班が筆頭班であり、人員も他班に比べて多かった。しかし、1925年の参謀本部改革では英米班から米が独立して第1班となり、これまでかなり多かった露班の人員（10名程度）も縮小し、米班とほぼ同程度（5—7名）で推移した<sup>222)</sup>。

参謀本部の対ソ連情報収集手段には①ソ連の刊行物からの断片的データ収集である文書諜報②暗号解読や電波傍受などの科学諜報③直接観察（国境付近の高地からのソ連領を連続観察、または極東ソ連旅行など）があった<sup>223)</sup>。そして、朝鮮軍の要望により先遣諜報機関を強化した。

朝鮮軍参謀である樋口は朝鮮軍の情報活動の範囲を「主として防衛的見地に立って満州及び僅少

なる国境を持つロシア方面に配慮の重点を置いた」と回想した。朝鮮軍に於ける先遣諜報機関の設置について、樋口は国境外の抗日朝鮮人の活動に注目しながら「諜者の報告だけで満足」しなかつたため、「間島局子街、東支沿線海林付近、ソ満国境ポクラニーチナヤ」の先遣諜報機関の設置を訴えた<sup>224)</sup>。

樋口が朝鮮軍に着任した時期はソ連軍が全軍の再編成を行った時期と重なった。ソ連軍は1924年から1925年にかけて狙撃師団と騎兵師団に民兵制を取り入れるなど極東に於ける第5軍の改編に乗り出していた<sup>225)</sup>。

1924年9月、陸軍省は参謀本部の建議を受け入れ、ウラジオストクに勤務していた松井歩兵大尉の撤収後も朝鮮軍司令部に定員外の対ソ連専門の諜報将校を配属させるよう取り計らった。その諜報将校の勤務先がポクラニーチナヤである<sup>226)</sup>。その機関の重要性は益々高まり、臨時軍事費で賄つた対ソ連諜報将校の経費は1925年4月からは経常軍事費で支弁されるようになった<sup>227)</sup>。

ポクラニーチナヤ機関は諜報勤務用の雜給と雜費を月額150円程度使っており、月額400円を使う関東軍のハルピン機関と比べると規模は多少小さかった<sup>228)</sup>。それでも朝鮮軍の機密諜報費は日々に拡大され、1925年7月、朝鮮軍は諜報機関の活動に使われる予算の増額を陸軍省に申請し、通信費に限り増額が認められた<sup>229)</sup>。一方1926年度は軍縮と行政整理の影響で1925年度よりも減額されたものの、1926年4月に再び諜報機関側の求めにより別途に機密費が増額された<sup>230)</sup>。その理由は恐らく次のような状況が働いたと推測される。

1926年2月4日、朝鮮軍参謀長から参謀次長宛に送られたソ連軍に関する軍事情報「『ポクラ』機関か探知し得たる東方露支国境方面露軍集中の状態概して左の如し」は当時のソ連軍の配置や状況を詳しく説明していた<sup>231)</sup>。ポ克拉ニーチナヤ機関はソ連の沿海州地方に一番近い場所に位置して情報収集に適した機関であった。国境方面の状況が変化やソ連の動きに対応して朝鮮軍の諜報機関は再び活発化し、陸軍省でもそれを支援するため

に諜報機関の機密費を増額させたのである。

さらにこのポクラニーチナヤ機関の活動を通じて、朝鮮軍の強化が行われ、1926年6月15日、朝鮮軍は陸軍省に「第19師団歩兵連隊増加定員配属換並朝鮮軍司令部編制改正に関する意見」<sup>232)</sup>を提出し、1個国境守備隊の新設を提言した。1926年8月1日、鈴木莊六参謀総長<sup>233)</sup>の上奏と天皇の裁可により「第19師団歩兵連隊定員増加区分改正要領」<sup>234)</sup>が実施された。9月、渡邊壽第19師団長が師団定員増加について行った報告書には「国境守備隊隸屬換ニ関スル達ニ基キ當師団国境守備隊ハ第一乃至第四守備隊ニ区分」とあり増強内容が国境守備隊に関するものであることを示した。1926年8月以前の第19師団国境守備隊は3個守備隊で構成されたが、これを期に4個守備隊編成として増強された<sup>235)</sup>。8月の国境守備隊の増強は朝鮮軍の意見に沿って行われた編制改編であることが分かる。

とはいっても必ずしも全部受け入れられるものではなく、現場と本部には常に微妙な温度差が存在した。

次に朝鮮軍の対ソ連諜報計画の詳細をみてみたい。これを知る上で重要な資料は「大正十五年度諜報計画の概要」<sup>236)</sup>と「昭和貳年度朝鮮軍諜報計画」<sup>237)</sup>であり、ほぼ同じ時期に出された計画書で大きな違いは表れない。これらによると、時が経つにつれ朝鮮軍の対ソ連諜報計画は詳細になってきたことが分かり、それはソ連の動静に対応したものと思われる。この2つの資料を使い朝鮮軍の諜報体制を説明することにしたい。

朝鮮軍の諜報計画の方針は「本年度は参謀本部の要求並朝鮮防衛の見地に基く作戦資料の蒐集及思想諜報に努力すると共に鮮内外に於ける不逞團の統計的調査を完備し作戦、動員、宣伝謀略に関する資料を蒐集す」というものであり、具体的に朝鮮軍が情報収集と分析を行う諜報区は4つに区分されていた。大きく朝鮮植民地の内と外に分け、重点とされた外側では更に3つの諜報区を設けた。その概要は下の通りである。

対ソ連諜報収集の中心機関はやはり東支沿線及

沿海諜報区のポクラニーチナヤ機関であった。一時、関東軍の管轄に移すことも検討されたが実施されず、朝鮮軍の対ソ連諜報機関として活動した。1927年度になると対ソ連諜報機関の一つである局子街機関はその地理的事情を考慮して場所を龍井に移した。

これらの機関は朝鮮植民地の外に位置しながら対ソ連諜報活動をしていたが、朝鮮軍は対ソ連諜報活動を総合的に遂行するために、既存の朝鮮植民地内の機関を活用する方法も実施した。それが慶興・清津憲兵分遣所による沿海州方面の諜報活動であった。

朝鮮軍の「昭和貳年度朝鮮軍諜報計画」には詳しい諜報機関の任務が明記されていた。ポ克拉ニーチナヤ機関の第1任務はソ連に関する作戦任務であった。具体的には①ソ連軍の編成に関する情報、特に西シベリア軍管区に於けるソ連軍の配置、編成、装備、動員能力、補給に関する様々な作戦資料の収集、②ソ連将校の素質と能力、③極東ソ連領に於ける軍用施設に関する調査及び攻略・利用に関する資料の収集、④極東に於けるまたは極東を活動範囲にする航空施設の情報、⑤ソ連の情報戦に関する計画、これに対する我軍の対策、⑥ソ連の外国特に日本に対する思想宣伝に関する調査及びその対策、⑦ソ連の政情及び経済状況の調査といったものであった。

第2任務は、ロシア領及び支那領に於ける朝鮮人に関する調査並び対策であった。第3任務は、担当諜報区における兵要地誌及び軍用資源に関する調査であった。第4任務は東支鉄道沿線におけるソ連の勢力並び露支関係の調査であった。

龍井機関では第2番目に対ソ連諜報関係任務が明記された。

①ロシア領南部ウスリー方面の一般事情、特に兵

### 備、朝鮮人の情況

#### ②ソ連の情報戦に関する資料収集並びに総合的観察

朝鮮軍は②に関して、時局に鑑み最善を尽くすことを強調した。

要するに朝鮮軍はソ連軍の動きを注視しながらその全貌を把握することに重点を置いた。その次に重点が置かれたのが思想問題であり、ソ連の情報戦に対する俊敏な警戒と対策を行った。ソ連が極東における軍事的緊張を高めれば必然的に朝鮮軍の危機感も高揚するという構造が形成されたのである。

### 第3節 中国情勢と朝鮮軍の対応

#### 1. 郭松齡事件と朝鮮軍の出動

次に満州との関係で朝鮮軍が国防対策に関わることで政治化の度を強めていく過程をみてみたい。満州に対する朝鮮軍の関心は非常に高かった。朝鮮植民地への影響が甚大な満州地域の安定は朝鮮軍の日常的関心事であった。

満州地域の安定という観点からすると、朝鮮軍は関東軍と同じ立場であった。関東軍は関東州の防衛と南満州鉄道沿線を保護する軍隊であり、南満州鉄道が長春まで延びていたため、満州の幅広い地域にまで活動を行った。陸軍の中で「支那通」<sup>238)</sup>と呼ばれる人の多くが関東軍出身であった。

朝鮮軍と関東軍は満州の安定という共通利益の下、出先機関同士の深い交流を行った。その理由を2つ挙げると関東軍の兵力の劣勢と在満朝鮮人の存在である。

1924年2月、白川義則関東軍司令官は朝鮮植民地への旅行目的を「本旅行ハ作戦並諜報ノ連携ニ就テ親シク朝鮮軍司令官ト打チ合セヲ為シ一面ニ於テ朝鮮ノ現状ヲ視察シ以テ関東軍ノ施策ニ資ス

諜報区	東支沿線及沿海諜報区	東間島諜報区	西間島諜報区
担当作戦諜報	対ソ	対ソ、対支、対朝鮮人	対支、対朝鮮人
本拠地	ポ克拉ニーチナヤ	局子街→龍井	通化
備考	慶興・清津憲兵分遣所の沿海州方面の諜報活動		奉天・海林の諜報機関を通化機関に統合

ルニアリ」<sup>239)</sup>と報告した。そして白川は関東軍に朝鮮植民地からの軍備物資の調達と朝鮮軍の常備兵力増強を望み、その理由として「朝鮮内治上ニ備フルノ外敏速ニ満州ニ於ケル作戦ノ要求ニ應セシムルコト最必要ト信ス」と述べた。関東軍は朝鮮軍と同様、「軍隊ノ内容ヲ拡充シ以テ真ニ国防ノ要衝ニ備フルコト」を考えたのである。

1925年8月30日、鈴木荘六朝鮮軍司令官も満州を訪問した。鈴木は奉天で張作霖と会見したのち、白川関東軍司令官と満州の現状について打ち合せをした。このような交流により朝鮮軍と関東軍の戦略的な連携は深まり、それは郭松齡事件を通じて再確認された。

第2次奉直戦争の勝利によって、張作霖の勢力が華中まで及ぶと、1925年10月、孫伝芳浙江督弁は奉天軍の勢力を駆逐するために攻撃を仕掛け、上海、南京から奉天軍を排除した。この事態に呼応して同じ直隸系の吳佩孚も挙兵した。また、北京付近の馮玉祥の国民軍も張作霖とは対決姿勢であったため、張作霖の奉天軍は不利な戦局に立たされた。馮玉祥の国民軍が奉天軍を圧迫する中、北京の段祺瑞の仲介により一時緊張が緩和された。郭松齡の反乱はこのような局面で起きた。

郭松齡は張作霖が率いる奉天軍の精銳第3方面軍副司令官であった。張作霖の奉天軍がほとんど中国閥内に進出していたため、郭松齡の反乱には打つ手がなかった。

反乱を起こす前の郭松齡に対して日本陸軍は好印象を抱いていた。郭松齡は1925年秋の仙台陸軍大演習に奉天軍の代表として参観し、大演習を熱心に観察しており、宇垣一成陸相もそのような郭松齡を好意的評価していた。

郭松齡はこの日本陸軍の態度に賭けた。反乱直前、まず郭松齡は天津で鈴木貞一と会合し、鈴木の回想によると、郭松齡は自分が満州の権力者になり、日本と提携したい旨を伝えた。そこで鈴木もその考えに賛同して力を貸すことにした。そして、郭松齡は反乱を起こす際、日本軍が動かないように宇垣陸相に書簡を送った<sup>240)</sup>。

郭松齡は陸軍大演習への参加を通じて、中国の

軍閥と違って、上司の命令に従って一糸乱れないように動く日本陸軍に何かを感じ、次第に強い興味を持ったことと思われる。そして郭松齡は鈴木との面会で陸軍中央に自分の意思が十分に伝わったと思ったかもしれない。しかし、郭松齡は日本陸軍に対し誤った認識を持っていた。

坂野潤治は、郭松齡事件をめぐる陸軍の勢力を3つに分類することができる論じた。それは、①関東軍の張作霖絶対擁護派、②宇垣以下の陸軍中央、③鈴木貞一、佐々木到一らの出先機関の少数派であった<sup>241)</sup>。このうち、郭松齡事件解決の鍵を握っているのはやはり関東軍と陸軍中央である。

郭松齡の反乱の原因はいくつ挙げられる。まず第2次奉直戦争後の論功行賞に不満を持っていたことと張作霖を巡る保守勢力（旧馬賊出身）への反感を挙げることができる。もう一つの要因は、馮玉祥との同盟であり、これが郭松齡に反乱を決意させたのである<sup>242)</sup>。

郭松齡が国民党やソ連と関係ある馮玉祥と手を組むことによって、郭松齡の反乱はナショナリズム的色彩の革命運動という様相を帯びた。このような現象により郭松齡は中国民衆の支持を得ることができたものの、反対に関東軍の強い警戒心を招くことになった。

郭松齡の反乱直後の11月27日、白川は浦関東軍参謀を派遣して郭松齡を宥めようとした。しかし、郭松齡は「民心赤化を防遏」すると言い、日本には好意的であったものの、進撃を中止しなかった。そこで浦は①和平解決の望みなし、②郭松齡の国民党主義政策の採用、③郭松齡の国民党人物登用、④郭松齡と馮玉祥の確実な連絡網の存在などを報告した<sup>243)</sup>。

1925年10月末、中国情勢が緊迫していく中で、関東軍は「満州駐劄師団二年兵帰休除隊期」が迫っており、師団兵力の不足による戦力劣勢の恐れがあることを報告した。これに対して参謀本部は11月16日、2年兵の除隊延期を行わず、必要に応じて「時局出兵」で対応することを伝えた。25日に郭松齡が反乱を起こすと、26日に関東軍は陸軍中央に対して何らかの措置をとることを求めた。こ

れに対して陸軍中央は、危害が及ぶ場合に限って増兵などの措置を取る予定であると回答した。しかし、関東軍は翌27日、奉天に兵力を集中させた<sup>244)</sup>。

鈴木は郭松齡が反乱を起こしたと聞き、直ちに各師団に所要兵力の出動準備を指示した。27日には、参謀次長に「歩兵二大隊、砲兵二中隊は何時にも派遣し得る準備に在る」との電報を打電した<sup>245)</sup>。朝鮮軍の満州派遣準備は応急準備軍としての役割から行つたものであった。この朝鮮軍の満州派遣準備に関する電報は、陸軍中央に選択の余地を広げる役割を果たすが、逆に言えば陸軍中央に朝鮮軍の意思を表明する形でもあった。

すでに述べた浦の報告で、関東軍は張作霖援助を決意した。12月1日、関東軍は軍が取るべき措置として3案を発表した。その案の3番目が「朝鮮等より増援を受けたる場合には所要に応じ奉天以外の要点を警備す」<sup>246)</sup>ることであった。関東軍の軍事行動には朝鮮軍の軍事後援行動の計画がすでに存在した。この時、陸軍中央は軍事行動をあまり考慮しなかった<sup>247)</sup>。陸軍中央が躊躇する中、吉田茂奉天領事や児玉秀夫関東長官は幣原喜重郎外務大臣に軍隊の増兵を要求した。

日本は7日の閣議で白川の名義による警告文を出すことを決定した。この閣議決定と同時に参謀本部は関東軍に対して、朝鮮軍からの派遣に備えるように極秘命令をくだした。8日には久留米第12師団に対して満州派遣準備を指示した<sup>248)</sup>。

郭松齡の満州進出が迫つて来るとともに、関東軍は陸軍中央からの指示を最大限利用し、独自の判断で動くようになった。13日、白川は「営口入市禁止命令」を出して郭松齡軍の行動を阻止する動きに出たのである。閔靜雄は「営口入市禁止命令」は明らかに“援張排郭”を目的とした内争干渉であり、日本中央の意図を無視した措置であったと論じた<sup>249)</sup>。

最初から軍隊出動に積極的であった関東軍に比べると、陸軍中央は軍隊出動の決定まで非常に迷った<sup>250)</sup>。結局、外務省及び陸軍省などの日本の中南部は関東軍の行動に引きずられる形で郭松齡

軍の満州進出を阻止するようになった。

15日、白川の第2警告文の提出と同時に、閣議決定で満州派遣の奉勅命令がくだされた。陸軍は国民と列強の誤解を避けるために、朝鮮軍と内地師団の中国出動は「満州駐箇師団二年兵帰休ノ為ニ生スル缺員ノ補充」と名分を立てて日本軍の満州派遣を命令した<sup>251)</sup>。その規模は次の通りである。久留米第12師団からなる満州派遣混成第1旅団

(歩兵4個大隊、騎兵、野砲、山砲、工兵各1中隊)、朝鮮軍からなる満州臨時派遣(歩兵第1、2大隊、野砲・山砲第1、2中隊)、近衛師団からなる満州派遣無線電信隊、自動車班3個であった。

朝鮮軍に関しては「情況上取敢ヘス派遣セラルヘキモノニシテ適時原所属ニ復帰セシメラルヘキモノトス」と規定した<sup>252)</sup>。このような制限を設けたのは、出動の際に出した名分と関係があった。第1に朝鮮軍は応急準備軍として内地からの師団が到着するまでの状況に対処するための部隊であった。第2に朝鮮軍が満州に持続的に駐屯することになると日本の満州進出と見なされ、国際的な問題になる可能性があった。

そこで陸軍中央は12月25日、29日に關東軍に対し軍隊の中国出動に関連して出動部隊の言動や行動に注意を払うようを命じた。その理由として、反奉天派の宣伝資料になる可能性と列強による干渉を招く恐れがあることを挙げた<sup>253)</sup>。

朝鮮軍は出動の奉勅命令を受けて「僅々三時間を出ずして派遣部隊の出発」<sup>254)</sup>を行つた。17日、西澤義徳安東領事は幣原喜重郎外務大臣宛に朝鮮軍の安東通過の状況を報告した。この報告書から朝鮮軍の移動を概観すると16日の午前、平壤第77連隊(混成1個大隊)の308名、午後龍山第79連隊(混成1個大隊)の361名、軍馬10頭が安東を通過した。翌日午前、龍山野砲山砲各1中隊216名と軍馬190頭が通過した<sup>255)</sup>。朝鮮軍は16日の夜から17日の夜まで次々と奉天に到着した<sup>256)</sup>。朝鮮軍の出動は迅速に行われた。朝鮮植民地の平壤から奉天まで2日で到着し、応急準備軍としての役割と真価は十分に試された。

出動した朝鮮軍は関東軍の指揮下に入り、満州

臨時派遣軍として鉄道沿線警備に従事した。満州臨時派遣第2大隊は20日、21日に亘り長春にまで行って鉄道沿線警備の活動を行った<sup>257)</sup>。

22日、奉天の西から北西方面で張作霖軍と郭松齡軍は戦闘を開始した。翌日、郭松齡軍が敗走を始めて、25日に郭松齡が張作霖軍に銃殺されることで郭松齡事件は終止符を打った。郭松齡事件の收拾に伴い、朝鮮軍の満州臨時派遣部隊は28日、奉天駅を出発して29日と30日各々原部隊に帰還した<sup>258)</sup>。

北岡伸一は「支那通の研究」<sup>259)</sup>で興味深い指摘をした。まず、日本の対中国政策が一貫性を持っていないことを満州という地政学的位置から説明した。すなわち、満州、北京、日本などそれぞれに温度差があり、この中で支那通は陸軍中央の支持を求めるために相互に競争して、陸軍の政策に影響を及ぼした。この過程を実現するために彼らは地元の実力者と提携する必要があったというのである。しかし、反対にその実力者から利用される場合もあることを指摘した。

この議論を踏まえて概観すると、中国の各地で支那通が活躍しても満州の支那通が政策上勝つことになる。なぜなら、満州に最も日本の権益があるからである。関東軍が初めから出兵を唱えたことや、朝鮮軍が早々に出兵準備を整えて陸軍中央に具申したことは張作霖を保護するためであった。朝鮮軍は国境問題などで張作霖と共同の作業を行った経験があり、現時点では信頼に倣する相手として判断したからである。

## 2. 中国国民党の北伐と朝鮮軍の出動

1928年4月、国民革命軍総司令に復帰した蒋介石は、第2次北伐を開始した。そして中国の山東地方では、国民革命軍と張宗昌・孫伝芳軍閥との間に戦闘が起きた。

4月16日、濟南駐在武官酒井隆歩兵少佐は、鈴木莊六参謀総長に出兵を促す意見を具申しした。酒井は①山東軍の敗退による治安悪化、②共産系の国民革命軍による危険、③青島・天津からの交通の遮断を理由に挙げた。

17日、閣議開催で白川義則陸相は「今ヤ出兵ノ時機ニ到レル」意見を述べ、他の閣僚が承認したため、19日の閣議で山東派遣が正式に決定された。閣議決定は「居留民の保護」の任務として、日本から兵力を派遣して青島に上陸、膠濟鉄道沿線に駐屯することを旨としていた<sup>260)</sup>。

福田彦助中将率いる第6師団が25日から27日にわたり、青島に上陸し、本格的な軍事行動が始まった。第6師団は直ちに济南に移動して日本居留民の保護に当たった。30日、济南にいた張宗昌と孫伝芳は協議の上、济南から撤退を決定した。5月1日からは国民革命軍が济南に入城し始めた。3日、济南の警備について調整中の日本軍と国民革命軍が衝突を惹き起した。これが济南事件の始まりである。

中国の情勢が緊迫になったことで日本の動きも慌しくなった。3日の正午、陸軍中央は諸情報を纏めた結果、事態が拡大しつつあると判断した。まず、陸軍中央は関東軍より混成1個旅団を、朝鮮軍より飛行中隊を、日本より鉄道隊を山東省に急派することを考えた。その次の段階で朝鮮軍より混成1旅団を満州に補強することと、日本から更に1個師団を動員することも計画した。

5月3日、関東軍の外山豊造歩兵第28旅団長は、山東急派の命令を受けた。4日の午後、混成第28旅団として編制を完了して、翌日に船舶で大連を出発した。6日、関東軍より派遣された混成第28旅団は青島に上陸し、第6師団長の隸下に入った<sup>261)</sup>。

この関東軍の出兵と同時に朝鮮軍の出兵も行われた。3日、午後8時、参謀本部総務部長より朝鮮軍参謀長宛に「支那時局ニ鑑ミ戰闘及爆撃ノ裝備ヲ備ヘタル偵察機六ヲ空中輸送ニ依リ直ニ青島ニ派遣スルノ準備ヲ為サシメラレ度シ」<sup>262)</sup>との電文が届いた。4日、午前零時「第二十師団ヨリ平時人馬ヨリ成ル歩兵一旅団、騎兵一中隊、歩兵一大隊、工兵一中隊ヲ満州ニ派遣シ関東軍司令官ノ指揮ニ入ラシムヘキ予定、右ハ応急動員計画ニ準シ爾後引続キ動員ニ支障ナキ如ク考慮スルヲ要ス」との電報を受けて、朝鮮軍は本格的な出動準

備に着手した。

以下、「朝鮮軍満州及青島臨時派遣隊編成及派遣詳報」<sup>263)</sup>から朝鮮軍の出動の動きを概観することにする。朝鮮軍は陸軍中央から命令を受けたのち、すぐに「昭和三年度応急動員計画ノ編制表ニ準拠シ尚之ニ多少ノ修正ヲ加ヘテ各出動部隊ノ編制ヲ決定」した。そして朝鮮軍の派遣に備えて詳細な準備作業に着手した。

朝鮮軍は飛行隊の派遣に備えて人員と機材を青島へ先発させるように具申した。そこで朝鮮軍参謀長宛に「飛行場準備ノ為所要ノ人員ヲ速ニ青島ニ先発セシメラレ度」の命令がくだされた。そして朝鮮軍は青島部隊の高級指揮官と関東軍参謀長に連絡して、大連運輸部支部長と門司運輸部支部長に船舶輸送に関する照会を行った。

4日の午前、緊急閣議協議で兵力増派が決定され、午後「速ニ混成一旅団ヲ満州ニ臨時派遣飛行隊ヲ青島ニ派遣スヘキ」との命令が朝鮮軍にくだされた。ただちに朝鮮軍は鉄道局長に兵力の輸送計画を通達すると同時に陸軍中央や関東軍にも兵力輸送の計画を通報した。午後5時、金谷範三朝鮮軍司令官は朝鮮軍の各隸属部隊に「朝鮮軍命令」、「朝鮮軍満州及青島臨時派遣部隊編成規定」、「満州及青島派遣部隊の輸送及給養等に関する件」を発令した。

ここで注目したいのは、満州臨時派遣隊が満州に派遣された後の朝鮮軍の善後策である。その中でも重要な2点を挙げよう。第1に朝鮮軍司令部は第19師団に、時局に鑑み「所要ニ應シ間島方面ニ派遣シ得ル如ク研究シ」て置くことを命令した。朝鮮軍は戦乱の波及が満州地方に及ぶと間島地方を軍事行動により防御しようとした。朝鮮軍のこのような行動計画は満州事変直前にも繰り返し現れた。第2に朝鮮総督府関係者に通牒すると同時に一般民衆にも公表して済南の状況を宣伝した。朝鮮軍は軍の出動に伴い、朝鮮植民地の世論を意識し、朝鮮植民地の世論の動向を調べて陸軍中央に報告した。その内容を見ると、在朝日本居留民は朝鮮軍の出動に支持を送ったが、朝鮮民衆は冷笑的态度であった<sup>264)</sup>。

5日、朝鮮軍の満州臨時派遣隊は編制完了の後、鉄道輸送により満州へ出発した。6日には鴨録江を越えて関東軍の指揮下に入った。

7日朝、第2編隊（3機）が平壌飛行場を出発して周水子を経て午後5時に滄口に到着した。第1編隊は次の日、滄口に到着し、第6師団の指揮下に入った。その後、飛行機編隊は済南に移動して「臨時派遣飛行隊」として活躍した<sup>265)</sup>。

20日、朝鮮軍は関東軍より満州派遣歩兵連隊の戦闘力充実を要求され、歩兵第79連隊に対して一部の歩兵砲を追加派遣した。

朝鮮軍は満州への朝鮮軍の派遣動員に関して「今次ノ編成派兵ノ実施ハ国防ノ第一線ニ在ル在鮮部隊ヲシテ貴重ナル体験ヲ得セシメ」<sup>266)</sup>たと評価した。朝鮮軍が上記のような感想を述べたのは朝鮮植民地において朝鮮軍の大演習がなかなか実現されない状況の中、応急準備軍として円滑に動員ができたからであった。

朝鮮軍は満州地方も作戦区域に入れたため、満州地方への動員能力を重視した。しかし鉄道輸送による朝鮮軍の動員に幾つかの問題点が現れた。また、鉄道による朝鮮軍の国境通過をめぐり中国と外交問題まで起きた。

5月10日、奉天省長は朝鮮軍の国境追加に対して安東領事に抗議をした。中国の主張は、朝鮮軍の国境通過が「明治44年日支協約」の第7条に違反したので、直ちに越境軍隊を撤退させようとするものであった。それに対して日本は「明治44年日支協約」の規定に従って実施された輸送であり問題はないと主張し、両者の意見は全く対立した<sup>267)</sup>。この事件は朝鮮軍においても朝鮮軍の動員能力を想定する際、日本陸軍の動員問題だけではなく外交問題までも考えさせる機会になった。

朝鮮軍はシベリア出兵以来改めて戦地と日本を中継する役割を果たした。特に通信施設に関する無線通信、暗号電信などの緊密な連絡網の構築を重視した。

満州臨時派遣隊は関東軍に編入された結果、次の場所で警備の任務を担当した。旅団司令部、歩兵第77連隊は柳樹屯（大連と獵子窩に各1中隊）、

歩兵第79連隊は旅順、騎兵中隊と砲兵大隊は周水子、工兵中隊は熊岳城に駐屯した。

満州臨時派遣隊は満州における日本の権益保護の任務に当たったが、この期に陸軍の積極大陸政策に参加することになった。参謀本部の支那課出身の中堅官僚である新支那通は張作霖を操縦するだけでは満州における日本の権益を守ることができないと判断した。そして満州を直接支配する計画を立てた。この計画によって張作霖爆殺事件が起きた<sup>268)</sup>。

6月4日、河本大佐は北京から奉天に向う特別列車に乗った張作霖を、線路に設置した爆薬を爆破させて殺害した。その爆薬の設置や爆破を実施した部隊は同時に派遣された朝鮮軍の工兵部隊であった<sup>269)</sup>。朝鮮軍の満州臨時派遣隊が関東軍の指揮下に入ったとは言え、関東軍と共に認識と判断が事件に関わったと思われる。

以上、郭松齡事件と国民党の北伐による朝鮮軍の出動は出動準備に関して相違点があった。郭松齡事件の時は陸軍中央の命令を受ける前に出動準備に入ったが、国民党の北伐の時は陸軍中央の命令に従って出動準備に入った。すでに述べた通り、中国の内紛が起きた場所が満州にどれほど近い距離であるかという差異であると思われる。言い換えるれば、朝鮮軍は朝鮮植民地の防衛に密接な満州地方の防衛にまで関心を注いだ。そして中国の内紛が満州に近ければ近いほど敏感に反応したのである。

### おわりに

本稿は1920年代の朝鮮軍の治安維持と国家防衛を機能的な側面から検討して植民地駐屯軍の性質を解明した。まず、日韓併合前後から日本軍は朝鮮半島を中心にして積極的に軍事行動を展開させ、日本は軍事力を背景に朝鮮半島を植民地化した。しかし日本陸軍は朝鮮民衆の激しい抵抗に直面し、それに対して徹底的な弾圧を行った、朝鮮植民地の治安維持に専念した。

しかし朝鮮植民地に臨時に展開させた部隊は朝鮮植民地の治安維持と防衛を持続的に行うのに

は不適切であったため、朝鮮植民地に常駐する朝鮮軍が誕生した。しかし、常駐軍である朝鮮軍も軍の運用上、治安維持と国家防衛を同時に遂行することはできなかった。朝鮮軍の動因体制からなる内部的欠陥を越えない限り、現状の問題を克服することは困難であった。

1919年の3・1万歳運動は国家防衛軍として転化するはずの朝鮮軍の足を引っ張る事件となった。朝鮮軍は再び朝鮮植民地の治安維持機能を強化し、朝鮮民衆を抑圧した。また、満州の治安維持まで対応しなければならなかつた。

その後、東アジアの国際情勢の変化からも朝鮮軍は対応を迫られた。ロシア革命によって成立したソ連は、国内情勢の安定と共に对外的な軍事力を再編する動きをみせた。ソ連と国境を隣接し、その防衛を担当する朝鮮軍は情報活動を中心に積極的に動いた。

また朝鮮軍は中国方面の不安定さに危機意識を持ち、敏感に反応した。特に満州地方は朝鮮植民地の治安と防衛に密接な関係があつたため、積極的に対応したのである。

このように朝鮮軍は治安維持政策から国家防衛政策に転化することができなかつた。それは植民地において陸軍の治安維持と国家防衛の機能が相互に密接な関連をしているからであつた。むしろ両政策は機能的面から正反対であり、うまく両立することは植民地においては困難であつた。

こうした困難な状況の下、朝鮮軍が朝鮮植民地の政治から自律することで朝鮮植民地の統治に強い関心を抱くようになり、植民地統治において朝鮮総督府と相互に協調しながらも、総督府の植民地統治政策を批判した。また陸軍中央との関係からも朝鮮軍は、朝鮮植民地に対し独自の見解を持ち、意見を具申しながら場合によって主導的な獨自行動を見せるものもあつた。

日本をめぐる国際情勢が緊迫してくることで、朝鮮軍の任務は益々過重になつた。朝鮮軍に与えられた能力は制約されていたため、朝鮮軍は難局を開拓するためにその原因を払拭する必要があつた。そうして動いたのが満州事変だった。

- 1) 三谷太一郎『近代日本の戦争と政治』(岩波書店, 1997) 45頁。三谷太一郎は朝鮮総督を軍人政治家(就中陸軍政治家)の再生産機構(ミリタリーからシヴィリアン)たるものとして軍の政治的力量を増進するものとして評価した。
- 2) 朝鮮軍の一般的研究には、林鍾国『日本軍의 朝鮮侵略史 I, II』(일월서각, 2000), また朝鮮駐箇軍から朝鮮軍に改編される過程を中心として扱った研究は、蔡永国「3・1 운동전후 日帝『朝鮮軍』(駐韓日本軍) 의동향」(『韓国独立運動史研究』第6集, 1992), 柳漢喆「日帝韓國駐箇의 韓國侵略過程과組織」(『韓国独立運動史研究』第6集, 1992), 辛珠柏「1910年代 日帝의 朝鮮統治와 朝鮮駐屯日本軍: 朝鮮軍과 憲兵警察制度를 중심으로」(『韓国史研究』109号, 2000)がある。また、満州事変期の朝鮮軍の役割については、「朝鮮軍の独断越境」に関する先行研究としては島田俊彦「満州事変の展開(1931~1932年)」(『太平洋戦争への道2』, 朝日新聞社, 1987, 新装版), 徐民教「만주사변기 조선주둔 일본군의 역할과 활동」(『한국민족운동사학회』2002)がある。
- 3) 芳井研一「植民地治安維持体制と軍部: 朝鮮軍の場合」(『季刊現代史』7号, 1976)
- 4) 日本公使館守備隊に関する論文は「壬辰倭乱以後284年만의 日本軍 再登場」(『韓半島의 外国軍駐屯史』, 2001)がある。資料は金正明編『朝鮮駐箇軍歴史』(巖南堂, 1967)がある。
- 5) 「解説 朝鮮軍・解放前後の朝鮮」(『東洋文化研究』第6号, 2004) 250頁。
- 6) 「韓国駐箇軍 韓国配兵に関する将来の意見及附図提出の件」, JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C03022884800, 密大日記明治40年(防衛庁防衛研究所)。(以下, Ref番号以降は省略)
- 7) 金正明編『朝鮮独立運動I』(原書房, 1967) 131頁。
- 8) 前掲『朝鮮独立運動I』167頁。
- 9) 金正明編『朝鮮駐箇軍歴史: 日韓外交資料集成 別冊1』(巖南堂書店, 1967) 45~46頁。
- 10) 大江志乃夫「山県系と植民地武断統治」「近代日本と植民地4」(岩波書店, 1993) 24頁。
- 11) 「陸軍省參謀本部教育總監部關係業務擔任規定」, 服部雅徳編『防衛庁防衛研究所図書館所蔵陸軍省大日記史料集』6卷(東洋書林, 1997) 181頁, 藤田嗣雄『明治憲法論』(朝倉書店, 1984) 187~188頁。
- 12) 「朝鮮駐箇部隊及年次兵交代規程の件」, JACAR, Ref. C02030618000。
- 13) 「内務規定に関する件」, JACAR, Ref. C03010006400。
- 14) 「朝鮮総督府施政年報(明治44年)」68頁。
- 15) 「朝鮮総督副官 臨時朝鮮派遣隊状況報告」, JACAR, Ref. C03023000900。
- 16) 歩兵2個大隊(各大隊共に一個中隊欠)の兵力で構成される部隊。
- 17) 「二師団増設理由書」陸軍省軍務局「二個師団増設理由書・同所要額調」(宮崎文庫, 防衛研究所図書館所蔵)。
- 18) 北岡伸一『日本陸軍の大陸政策』(東京大学出版会, 1978) 126~127頁。
- 19) 「朝鮮総督府施政年報(明治44年・大正元年)」82頁。
- 20) 前掲(大正3年) 66頁。
- 21) 「北鮮諸兵連合演習の状況に関する件」, JACAR, Ref. C03022358100。
- 22) 井口省吾文書研究会編『日露戦争と井口省吾』(原書房, 1994) 69頁。
- 23) 大江志乃夫『徵兵制』(岩波新書, 1981), 102~103頁。
- 24) 師団長は師管内の防衛警備任務や諸軍政業務を総理するもので、徵兵・召集事務を担当する連隊区司令部を管轄した。(『日本陸海軍事典』253頁)。
- 25) 土田宏成「陸軍軍縮時における部隊廃止問題について」(『日本歴史』, 569号) 82頁。
- 26) 「朝鮮及満州」(75号, 1913年10月), 13~15頁。
- 27) 前掲『日露戦争と井口省吾』73頁。
- 28) 秋山好古「朝鮮及朝鮮人の進化能力」(『朝鮮公論』, 第5卷11号), 宇都宮太郎「朝鮮時局管見」(『上原勇作関係文書』(東京大学出版会, 1976), 112頁)を参照。
- 29) 戸部良一「朝鮮駐屯日本軍の実像: 治安・防衛・帝国」(日韓共同歴史研究会) 401頁。
- 30) 「第19, 第20師団兵徵集区の件」, JACAR, Ref. C020230762000, 5頁。参照, 『読売新聞』1915年12月29日朝刊2面。

- 近代日本における治安維持政策と国家防衛政策の兼間
- 31) 「陸軍管区表中改正の件」, JACAR, Ref. C 02030720700。
- 32) 磯谷季次「わが青春の朝鮮」(影書房, 1984)。
- 33) 「戦友」第21号, 1912年7月, 12頁
- 34) この数字は釜山737, 約京城1,000, 仁川400の合計である。朝鮮植民地における在郷軍人会は明治44年7月の時点では分会を組織するところであった。実際は2,100人よりもっと上回る筈である(野津一輔「朝鮮便り」「戦友」第9号, 1911年7月, 13頁)。
- 35) 「田中義一関係文書」書簡部, 田中義一宛浄法寺五郎書簡No78, 724-730。朝鮮植民地の現状を報告。
- 36) 「軍縮の将校さん 朝鮮に移住なさい」「東京日日新聞」, 1923年8月3日, 9面。
- 37) 湯村辰次郎殖産局土地改良課長は「夫れで今日亞米利加合衆国に於て、移民を拒絶されると云ふことになれば、要するに最も安全であつて、且つ相当に移民の収容力のあると云ふ所は我朝鮮を除いて他に一寸ないと思ふ」と言った。(「米国の移民排斥より朝鮮移民問題の実状に及ぶ」「朝鮮及満州」第26巻199号, 1923年6月)。また、同じ雑誌に藤井寛太郎不二興業会社社長は「此の機会に於いて朝鮮移民を奨励せよ」という記事を書いた。
- 38) 「平時編成の改正並在鮮師団歩兵の1年半在営2期入営制に関する意見提出の件」, JACAR, Ref. C 01003831000 (第4—5画像)。第十九師団が49分会, 約6,000人で第二十師団が254分会, 25,000人であった。
- 39) 「演習召集簡閱点呼。施行上第19第20師団の管区に関する件」, JACAR, Ref. C02030867100。
- 40) 「朝鮮ニ於ケル勤務演習簡閱点呼実施ノ為特設機関人員配属ニ関スル件上申」, 服部雅徳編『防衛庁防衛研究所図書館所蔵陸軍省大日記史料集』(大正篇), (東洋書林, 1997) 第7巻, 419頁。
- 41) 前掲「平時編成の改正並在鮮師団歩兵の1年半在営2期入営制に関する意見提出の件」, JACAR: C01003831000。
- 42) 同上, JACAR: C01003831000 (第5画像)。
- 43) 「朝鮮に陸軍兵力増加を要する件に付総理大臣に具申の件」, JACAR, Ref. C03022597400。
- 44) 由井正臣「日本帝国主義成立期の軍部」(『大系日本国家史5近代II』(東京大学出版会, 1975)) 130頁。
- 45) 谷寿夫「機密日露戦史」(原書房, 1966) 72頁。
- 46) 井上清「大正期の政治と軍部」(井上清編『大正期の政治と社会』(岩波書店, 1969) 所収) 360頁。前掲「日本帝国主義成立期の軍部」, 131頁。
- 47) 「統監ハ韓國ノ安寧秩序ヲ保持スル為必要ト認ムルトキハ韓國守備軍ノ司令官ニ対シ兵力ノ使用ヲ命スルコトヲ得」
- 48) 前掲「日本帝国主義成立期の軍部」138-142頁。
- 49) JACAR, Ref. C03022978700。
- 50) 「師団司令部条例外2条例改定の件」, JACAR, Ref. C03022428400。
- 51) 李正龍「原内閣における植民地官制問題—朝鮮総督府を中心にして」(『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』, 26号, 1987), 184-185頁。
- 52) 前掲「原内閣における植民地官制問題—朝鮮総督府を中心にして」, 188-189頁。
- 53) 前掲「原内閣における植民地官制問題—朝鮮総督府を中心にして」, 190頁。岡本真希子「政党政治期における文官総督制—立憲政治と植民地統治の相克」(『日本植民地研究』, 10号, 1988) 2-5頁。
- 54) 「朝鮮総督及台湾総督へ御委任事項に関する件」, JACAR, Ref. C03022455700。
- 55) 「台湾軍司令部条例制定並朝鮮軍司令部条例外3件中改定の件」, JACAR, Ref. C02030866600。
- 56) 「朝鮮軍參謀長時代を語る」(『東洋文化研究』, 6号, 2004), 316頁。
- 57) 「軍司令官訓示送附の件」, JACAR, Ref. C 03022462800。
- 58) 森田芳夫「朝鮮終戦の記録: 米ソ両軍の進駐と日本人の引揚」(巖南堂書店, 1964), 2頁。
- 59) 木村健二「在朝日本人の社会史」67頁。
- 60) 鄭惠瓊「『매일신보』에 비친1910년대 在朝日本人」(『식민지 조선과 매일신보: 1910년대』, 신서원, 2003) 134頁。
- 61) 「師団設置と龍山の将来」(『朝鮮及満州』105号, 1916)。
- 62) 1910年代の在朝日本人の職業別分類を見ると商

- 業25.3%，雑業23.2%を示した。木村健二「在外居留民の社会活動」(『近代日本と植民地』5, 岩波書店, 1993), 34頁, 表2。
- 63) 「朝鮮に師団常設請願の件陸軍軍用魚肉缶詰採用請願の件」, JACAR, Ref. C02030971900。
- 64) 「朝鮮師団衛戍地」『読売新聞』, 1915年6月29日, 2面。
- 65) 「朝鮮兵営敷地に関する件」, JACAR, Ref. C03011921500。
- 66) 前掲『日露戦争と井口省吾』, 70頁。
- 67) 『斎藤実文書：朝鮮総督時代關係資料』第12巻, (高麗書林, 1990) 797頁。
- 68) サーラ・スヴェン「大正初期における日本の政軍関係」(『人民の歴史学』158巻, 2003. 12) 41頁。
- 69) 前掲「山県系と植民地武断統治」, 26頁。임경석 「3·1 운동과 일제의 조선지배정책의 변화」(『일제식민통치연구 1 : 1905—1919』백산서당, 1999) 229-230頁。
- 70) 『現代史資料(25) 朝鮮(1)』(みすず書房, 1966) 169頁。
- 71) 同上, 201-202頁。
- 72) 前掲『上原勇作関係文書』, 大正8年5月2日, 107頁。
- 73) 同上, 大正(8)年5月2日, 109頁。
- 74) 前掲「3·1 운동과 일제의 조선지배정책의 변화」, 246-247頁。
- 75) 『現代史資料(26) 朝鮮(2)』(みすず書房, 1963) 643-656頁。
- 76) また、「不逞鮮人ニ關スル基礎的研究」(『朝鮮問題資料叢書 第6巻 1920—30年代民族運動』(アジア問題研究所, 1986))。
- 77) 前掲『上原勇作関係文書』, 大正(8)年6月14日, 110-114頁。『斎藤実関係文書』にも収録。
- 78) 『原敬日記』(福村出版, 1981) 第5巻, 145頁。
- 79) 『斎藤実関係文書』(国会図書館所収)。
- 80) 前掲『上原勇作関係文書』, 大正8年12月5日, 116頁。
- 81) 『戰史叢書大本營陸軍部(1)』(朝雲新聞社, 1975), 303頁。
- 82) JACAR, Ref. C02031305600。
- 83) 「機密費送金の件」, JACAR, Ref. C03022613300。
- 84) 樋口季一郎『陸軍中将樋口季一郎回顧録』(芙蓉書房出版, 1999), 165頁。
- 85) 『朝鮮問題資料叢書 第6巻 1920—30年代民族運動』(アジア問題研究所, 1982)。
- 86) 同上, 9頁。
- 87) 「鮮人問題と其の対策送付の件」, JACAR, Ref. C01003763900。
- 88) 『上原勇作関係文書』, 昭和3年7月5日, 上原宛書簡, 158頁。
- 89) 朝鮮軍司令部『朝鮮軍歴史 第四巻』, 30頁(「朝鮮軍歴史(第4巻)送付の件」, JACAR, Ref. C01004005200)。
- 90) 「守備勤務規定」, JACAR, Ref. C03022484600。
- 91) 前掲『原敬日記』第5巻, 291頁。
- 92) 前掲『朝鮮軍歴史 第四巻』, 24頁。
- 93) 「地方騒擾に際し兵力出動に関する件」, JACAR, Ref. C03022496300。
- 94) JACAR, Ref. C03022487700。
- 95) 田中義一伝記刊行会編『田中義一伝記 下巻』(田中義一伝記刊行会, 1960) 188頁
- 96) 「大正10年軍備充実要領同細則制定の件」, JACAR, Ref. C03022530400。
- 97) 「独立守備隊存置の件」, JACAR, Ref. C03022648600。
- 98) 「独立守備隊朝鮮高定員部隊廃止に関する件」, JACAR, Ref. C03022593200。
- 99) 二つの守備隊縮小案は経費問題で大きな差異を表した。第一案は戦略上守備隊を改めて配置することであった。第二案は既存の施設を利用した守備隊の配置であった。もちろん朝鮮軍は経費が掛かっても戦略上有利な第一案を選好した。しかし、経費の問題上不可能であれば第二案も止やむを得ないという構えであった。結果としては経費の問題上既存の施設を利用する第二案が採択された。
- 100) 前掲「独立守備隊朝鮮高定員部隊廃止に関する件」, JACAR : C03022593200 (第16画像目)。
- 101) 田中義一宛淨法寺五郎書簡 (1921. 8. 16)『田中義一関係文書』(No78, 724-730)。
- 102) 前掲「独立守備隊朝鮮高定員部隊廃止に関する

- 件」(第59画像目)。
- 103) 朝鮮総督府が把握していた守備隊存続に関する民情として、次のような資料が残っている。「守備隊存続請願ニ関スル調査」(『齊藤実関係文書』)。
- 104) 前掲「独立守備隊朝鮮高定員部隊廃止に関する件」, Ref. C03022593200 (第67画像目)。
- 105) 「鮮内守備隊整理完了に関する件」, JACAR, Ref. C030225968。
- 106) 「朝鮮へ更に師團を、内地より移轉に内定す」『読売新聞』, 1920年12月28日, 朝刊3面。
- 107) 「騎兵旅團朝鮮移轉」『読売新聞』, 1921年5月9日, 朝刊3面。
- 108) 「朝鮮騎兵旅團、内地から移轉か」『読売新聞』, 1922年5月4日, 朝刊3面。
- 109) 前掲「上原勇作関係文書」, 大正12年2月10日, 186頁。
- 110) 「刻々に増して行く、朝鮮国境の不安」『読売新聞』, 1924年11月1日, 朝刊3面。
- 111) 前掲『齊藤実関係文書』第12巻, 682頁。
- 112) 「朝鮮に陸軍兵力増加を要する件に付總理大臣に具申の件」, JACAR, Ref. C03022597400, 陸軍省大日記類, 密大日記 大正12年6冊ノ内第1冊(防衛庁防衛研究所)。
- 113) 前掲『田中義一関係文書』No13-110。
- 114) 宇垣一成『宇垣一成日記I』(みすず書房, 1986), 377頁。
- 115) 故鈴木莊六将伝記編纂委員「陸軍大將鈴木莊六伝」(伝記刊行会, 1943), 322頁。
- 116) 三峰会編『三峰下岡忠治傳』(三峰会, 1930), 257頁。
- 117) 『宇垣一成関係文書』(芙蓉書房出版, 1995), 228頁。
- 118) 高橋秀直「陸軍軍縮の財政と政治:政党政治体制確立期の政・軍関係」(近代日本研究会編『官僚制の形成と展開』年報・近代日本研究8, 山川出版社, 1986) 16頁。
- 119) 「制度調査委員設置の件中改正並委員長へ訓令の件」, JACAR, Ref. C030226454200 (第31画像目)。
- 120) 前掲「朝鮮に陸軍兵力増加を要する件に付總理大臣に具申の件」, JACAR: C03022597400 (第5画像)。
- 121) 『読売新聞』, 1924年8月3日, 2面。
- 122) 『東京朝日新聞』, 1924年8月26日, 2面。
- 123) 『読売新聞』, 1924年11月1日, 朝刊3面。
- 124) 『読売新聞』, 1924年12月26日, 朝刊3面。
- 125) 芳井研一「植民地治安維持体制と軍部:朝鮮軍の場合」(『季刊現代史』7号, 1976年), 174頁。
- 126) 前掲「陸軍軍縮の財政と政治:政党政治体制確立期の政・軍関係」, 166頁。(注8) 安部信行參謀本部総務部長の発言を参照。
- 127) 前掲「陸軍軍縮時における部隊廃止問題について」(『日本歴史』569号) 75頁, 『朝日新聞』8月14日宇都宮有志の師団反対陳情(15日付)。24日岡山県民大会(25日付)。
- 128) 『読売新聞』, 1924年8月24日, 朝刊2面。
- 129) 同上, 1924年9月2日, 朝刊3面。
- 130) 1928年の朝鮮軍備充実問題に関する『読売新聞』を見ると「内地師団の移駐案も現在の衛戍地を移転により失ふことは其の地方として土地繁栄の上から地方的大問題として頗る困難であり」と書かれた。1924年度の部隊存置運動の教訓であると思われる。(1928年6月22日, 朝刊2面)
- 131) 陸軍省編『陸軍省沿革史:自明治37年・大正15年』附録, (巖南堂書店, 1969) 381頁。
- 132) JACAR, Ref. C03022687400。増員された連隊は74i(咸興), 77i(平壤), 76i(羅南), 75i(会寧), 78i(京城)であり, 並びの順番から増員数が多かった。(i = 歩兵連隊)
- 133) 「配置図送付の件」, JACAR, Ref. C03022674800, 密大日記 大正13年5冊ノ内第4冊。
- 134) 「朝鮮に常設師団増加の意見」, JACAR, Ref. C03022721700。
- 135) 新聞記事からみると「兵備充實ト云フ言葉ハ平壤ノ松井民次郎氏邊リカ製造シタモノト聞ク」(朝鮮新聞6月1日第9613号)となった。(「朝鮮兵備実促進期成組織に関する件護岸工事請求訴訟提起の件」, JACAR, Ref. C03022522700, <第26画像目>)。
- 136) 「朝鮮師団増設ニ就キ再請願」(大正15年7月)『齊藤実文書』。
- 137) 「朝鮮師団増置説に対する反響に関する件」, JACAR, Ref. C01007467200。

- 138) 前掲「朝鮮兵備実促進期成会組織に関する件護岸工事請求訴訟提起の件」, JACAR : C 03022522700, (第3画像目)。
- 139) 「東京朝日新聞」, 1928年6月20日, 2面。
- 140) 「東京朝日新聞」, 1928年6月22日。
- 141) 前掲「鮮人問題とその対策送付の件」, JACAR : C 01003763900。
- 142) 照沼康孝「南陸相と軍制改革案」(原朗編『近代日本の経済と政治』(山川出版社, 1986))を参照。
- 143) 同上, 318頁。
- 144) いわゆる「満州国」成立以前, この地域の正式名称は満州だったわけではないが, 当時の日本における通称に本稿も従うこととする。
- 145) JACAR, Ref C 03022522700。
- 146) 「間島及琿春方面警察力増加に関する件」, JACAR, Ref. C 03022496200, 大正9年5月28日の件。
- 147) 韓国史料研究所編『朝鮮統治史料』第2巻(宗高書房, 1970), 4頁。
- 148) 前掲『朝鮮統治史料』第2巻, 4頁。「安川少佐の指揮する部隊行動の件」, JACAR Ref. C 03022524500。
- 149) 「間島方面不逞鮮人検挙に関する件」, JACAR, Ref. C 030224999700 (第4画像目)。
- 150) 「支那官憲不逞鮮人取締状況の件」, JACAR, Ref. C 03022577200。
- 151) 服部龍二「『満鮮防衛』体制の模索」(『千葉大学社会文化科学研究』, 第4号) 49頁。
- 152) 前掲『朝鮮統治史料』第2巻, 38-40頁。
- 153) 前掲『朝鮮統治史料』第2巻, 21頁。
- 154) 同上, 21-24頁。琿春事件の勃発と間島出兵に至るまでの過程, 間島出兵における浦塩派遣軍の活動については東尾和子「琿春事件と間島出兵」(『朝鮮史研究会論文集』第14集, 1977) 参照。
- 155) 「朝鮮軍司令官出張の件」, JACAR, Ref. C 03022577200。
- 156) 「撤兵善後協議大庭大将と張氏」『読売新聞』, 1921年2月7日, 朝刊2面。
- 157) 前掲『朝鮮統治史料』第2巻, 114頁。
- 158) 「日支相互越境に関する件」, JACAR, Ref. C 03022574500
- 159) 前掲『朝鮮統治史料』第2巻, 128頁。「間島撤兵落着」『読売新聞』, 1921年5月3日, 朝刊2面。
- 160) 前掲『朝鮮統治史料』第2巻, 129頁。
- 161) 「間島地方帰順鮮人の状況」, JACAR, Ref. C 03022582700, 密大日記 大正10年6冊内6冊。
- 162) 外務省編『日本外交年表並主要文書』上, (原書房, 1965), 525頁。
- 163) 水野明「東北軍閥政権の研究」(図書刊行会, 1994), 112頁。
- 164) 前掲『原敬日記』第5巻, 387頁。
- 165) 「北鮮方面を視察して大庭將軍檄語す」, 『読売新聞』, 1920年10月13日。
- 166) 前掲「独立守備隊及朝鮮高定員部隊廃止に関する件」, Ref. C 03022593200 (第70画像目)。
- 167) 「国境防備打合」, 『読売新聞』, 1921年7月2日, 朝刊2面。
- 168) 前掲『朝鮮統治史料』第2巻, 117頁。鮮満国境整備会議は外務省, 関東庁, 朝鮮総督府, 朝鮮軍などの関係者が集まって会議を行った。
- 169) 「武市方面朝鮮人移動概況」, JACAR, Ref. C 03010307700。
- 170) 前掲『陸軍中将樋口季一郎回想録』, 158頁。
- 171) 同上, 160頁。この本の中には著者は満州訪問を1924年末から1925年初の寒い時期であると書いたが, 状況から見るとこの訪問は一年繰り上げの1923年末から1924年初の時期である。
- 172) 「朝鮮国境警備問題に関し日支両国関係者会同の情況送付の件」, JACAR, Ref. C 03022694300 (第5画像目)。
- 173) 「奉直問題に対する朝鮮総督府の態度」, JACAR, Ref. C 03022694100。
- 174) 「鮮満国境警備問題に関し日支両国関係者会同の情況送付の件」, JACAR, Ref. C 03022694300。
- 175) 前掲「鮮満国境警備問題に関し日支両国関係者の情況送付の件」, JACAR : C 03022694300。
- 176) 「馬賊取締に関する協定の件」, JACAR, Ref. C 03022694800。同「不逞鮮人の取締方に関する朝鮮総督府奉天省間の協定」(『日本外交年表並主要文書』下, 75頁)。

- 近代日本における治安維持政策と国家防衛政策の狹間
- 177) 前掲「馬賊取締に関する協定の件」, JACAR : C 03022694800。
- 178) 前掲「諜報計画呈出の件」, JACAR : C 03022769000。
- 179) 孫春日『満州事変前の「在満朝鮮人」問題とその苦境』(『東アジア近代史』5号, 2002) を参照。
- 180) 神川酉二「在満鮮人圧迫の真相」(『大正公論』第8巻3号, 1928年3月), 49-53頁。
- 181) 前掲「鮮人問題と其の対策送付の件」, JACAR : C 01003763900。
- 182) 前掲「在満鮮人圧迫の真相」, 49-53頁。
- 183) 「在満鮮人圧迫に関する意見の件」, JACAR, Ref. C 01003830500。
- 184) 伊藤一彦「日本の在満朝鮮人政策」(『東京女子大学比較文化研究所紀要』53, 1992. 1), 72頁。
- 185) 「間島事件に関する観察及意見の件」, JACAR, Ref. C 01003945500。
- 186) 神田正種「鴨緑江」(『林銑十郎満州事件日誌』(みすず書房, 1996)) 176-177頁。
- 187) 同上, 175頁の神田正種朝鮮軍参謀の言葉。
- 188) 「間島地方に朝鮮軍二個大隊出動について」, 芳沢外務大臣より在間島岡田総領事宛電報, 「日本外交文書」(満州事変第二巻第一冊) 472頁。
- 189) 「間島に対する関東軍の方策ならびに朝鮮軍との協定について」, 芳沢外務大臣より在間島岡田総領事宛電報第七八号, 「日本外交文書」(満州事変第二巻第一冊) 478頁。
- 190) 前掲「間島に対する関東軍の方策ならびに朝鮮軍との協定について」, 芳沢外務大臣より在間島岡田総領事宛電報第七八号。また, 「昭和6年間島地方治安維持及統治に関する指導方針, 関東軍・総督府・朝鮮軍主管事項総督府」, 渡邊忍文庫第78号(友邦文庫所蔵, 学習院大学東洋文化研究所)。
- 191) 渡邊忍文庫第32号(友邦文庫所蔵, 学習院大学東洋文化研究所)。
- 192) 原暉之『シベリア出兵:革命と干渉1917-1922』, 278-280頁。
- 193) 前掲「『鮮満防衛』体制の模索」, 40頁。
- 194) 参謀本部『西伯利出兵史:大正7年乃至11年』第1巻, (新時代社, 1972), 36-37頁。
- 195) 前掲『西伯利出兵史』第1巻, 35頁。「極東露領ニ対スル出兵計画」は附録第四を参照。
- 196) 「朝鮮軍の一部を沿海州に派遣の件」, JACAR, Ref. C 03010095800。
- 197) 参謀本部『西伯利出兵史』第1巻, 770-771頁。
- 198) 同上, 777-778頁。
- 199) 同上, 117頁。シベリア出兵と間島出兵との関係, シベリア出兵軍の韓国独立運動弾圧については, 東尾和子「琿春事件と間島出兵」を参照。
- 200) 前掲『西伯利出兵史』第1巻, 762-774頁。
- 201) 前掲『西伯利出兵史』第2巻, 309-310頁。
- 202) 同上, 1, 205頁。
- 203) 「西伯利の富源に就て」, JACAR, Ref. C 03022522800。
- 204) 前掲『西伯利出兵史』第4巻, 617-618頁。
- 205) 前掲『上原勇作関係文書』, 大正(7)年8月30日, 103頁。
- 206) 朝鮮植民地の有力なる米穀商を集めて組織したもの。本来, 軍用米穀の調達にあたり, 価額騰貴の防止や円満なる供給のために組織したものであった。(『西伯利出兵史』第4巻, 620頁)
- 207) 「兵站業務実施景況報告」, JACAR, Ref. C 03010153900。
- 208) 松井太久郎の参考文献は殆ど見られない。『日本陸海軍総合事典』, 『激動日本人物群像』, 防衛庁の文書から再構成した。
- 209) 「在浦潮諜報将校の一時軍艦内服務の件」, JACAR, Ref. C 03010348900。
- 210) 「松井大尉に関する件」, JACAR, Ref. C 0302265400 (第5~6画像目)。
- 211) 「浦潮宛郵便物に関する件」, JACAR, Ref. C 03010366100。
- 212) 外務省, 陸・海軍省編『日本の韓国侵入史料叢書 第26巻』(韓国出版文化院, 1988)。原史料は「朝特報に関する綴 自大正12年至大正13年」(防衛庁防衛研究所図書館所蔵)に所収している。
- 213) 「第三インターナショナルの思想戦」(第32巻第238号)。
- 214) 前掲「松井大尉に関する件」, JACAR : C 03022654000 (第9~10画像目)。

- 215) 同上, JACAR : C03022654000 (第14画像目)。
- 216) 同上, JACAR : C03022654000 (第19画像目)。
- 217) 同上, JACAR : C03022654000 (第29画像目)。
- 218) 同上, JACAR : C03022654000 (第45画像目)。  
朝鮮人密偵の名は、金珍圭である。彼は松井と同じ監獄で暮らして情報を得た。金珍圭が釈放されたのは、共産系の独立運動家李東輝の釈放運動からであった。知友関係として書かれているが、興味深い事実である。
- 219) 同上, JACAR : C03022654000 (第59画像目)。
- 220) 読売新聞には軍司令官会議でシベリア撤兵の方針は一段落したのと対照的に未決着の朝鮮国境防衛に対する懸念が書かれた。「朝鮮国境防備は後廻し」1921年5月19日, 朝刊2面。
- 221) JACAR, Ref. C03010355100。
- 222) 中山隆志「第一次世界大戦における日本陸軍の対ソ態度」(『防衛大学校紀要 社会科学分冊』65号, 1992) 48頁。
- 223) 林三郎『関東軍と極東ソ連軍: ある対ソ情報参謀の覚書』(芙蓉書房, 1974) 8頁。密偵を使うという人的諜報についてはソ連の防諜体制の厳しい面から避けたと記している。
- 224) 前掲『陸軍中将樋口季一郎回顧録』(芙蓉書房出版, 1999) 166頁。樋口の赴任は1923年。
- 225) 前掲『関東軍と極東ソ連軍: ある対ソ情報参謀の覚書』34頁。
- 226) 「諜報勤務に従事する人員定員外配属の件」, JACAR, Ref. C03022647300。
- 227) 「対露諜報機関に関する件」, JACAR, Ref. C0302268700。
- 228) 同上
- 229) 「予算増額の件」, JACAR, Ref. C03022712500。
- 230) 「対露諜報機関経費に関する件」, JACAR, Ref. C03022758600。「朝鮮軍隸属諜報機関の経費に関する件」, JACAR, Ref. C03022760300。
- 231) JACAR, Ref. B03030457200, (第2画像目から)。
- 232) JACAR, Ref. C03022769100。
- 233) 新潟出身, 陸士1期, 大正13.8—15.3朝鮮軍司令官, 大正15.3—昭和5.2參謀総長。
- 234) 「第19師団歩兵聯隊定員増加区分改正要領同細則規定の件」, JACAR, Ref. C0302273970。
- 235) 参照: 大正13年度6月の朝鮮軍配置表, 「配置図送付の件」, JACAR, Ref. C03022674800。また, 大正15年度11月の朝鮮軍配置表, 「朝鮮陸軍諸部隊配置要図送付の件」, JACAR, Ref. C03022772600。
- 236) 「諜報計画呈の件」, JACAR, Ref. C03022769000。同『対ソ情報戦資料: 朝鮮軍関係資料』第3巻(現代史料出版, 1999) 1頁。
- 237) 「昭和二年度朝鮮軍諜報計画提出の件」, JACAR, Ref. C01003772800。同『対ソ情報戦資料: 朝鮮軍関係資料』第3巻(現代史料出版, 1999) 6頁。
- 238) 前掲「支那課官僚の役割: 政軍関係の再検討のために」を参照されたい。
- 239) 「軍司令官朝鮮旅行の所見送付の件」, JACAR, Ref. C03022674400。
- 240) 坂野潤治『近代日本の外交と政治』(研文出版, 1985), 139-140頁。
- 241) 前掲『近代日本の外交と政治』, 140頁。
- 242) 江口圭一「郭松齡事件と日本帝国主義」(『人文学報』, 第17号)
- 243) 同上, 78頁。
- 244) 前掲「郭松齡事件と日本帝国主義」, 77-78頁。
- 245) 前掲『陸軍大正鈴木莊六伝』, 325頁。
- 246) 前掲「郭松齡事件と日本帝国主義」, 79頁。
- 247) 伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制: 第一次世界大戦から日中戦争』(吉川弘文館, 2002), 152頁。
- 248) 前掲「郭松齡事件と日本帝国主義」, 84頁。
- 249) 関静雄「幣原外交と郭松齡事件」(『帝塚山大学教養学部紀要』54号, 1998) 25頁。
- 250) 前掲『宇垣一成日記』I, 496頁。
- 251) 「満州派兵ニ関スル件」(『満州派兵に関する件』, JACAR, Ref. C03022776700)。
- 252) 参一発(支)第三号, JACAR, Ref. B03050785800 (第10画像目から)。
- 253) 「日本陸軍ノ奉軍援助に関する件」, 「出兵ニ伴フ宣伝等防止ニ関スル件」(『満州派兵に関する件』, JACAR, Ref. C03033776700)。
- 254) 前掲『陸軍大将鈴木莊六伝』, 325頁。
- 255) 「朝鮮師団補充部隊当地通過の件」, JACAR, Ref. B0305785900 (第44画像目から)。

- 256) 参一発(支)第四号, JACAR, Ref. B03050785800  
(第49画像目から)。
- 257) 「臨時派遣軍來着ニ関シ報告ノ件」, JACAR,  
Ref. B03050786200 (第18画像目から)。
- 258) 幣原外務大臣宛西澤領事報告, JACAR, Ref. B  
03050786100 (第9画像目から)。
- 259) 前掲「支那課官僚の役割：政軍関係の再検討の  
ために」。
- 260) 参謀本部『昭和三年 支那事変出兵史』(巖南堂  
書店, 1971) 40-44頁。
- 261) 同上, 297頁。
- 262) 前掲『朝鮮軍歴史 第四卷』, 10頁。5月1日,  
濟南に派遣された福田第六師団長は青島と濟南間  
に通信, 鉄道が破壊されたことで飛行機の必要性  
を感じた。そして, 陸軍中央に飛行機の必要性を  
具申した。(『昭和三年 支那事変出兵史』299頁)
- 263) 「朝鮮軍満州及青島臨時派遣變成派遣詳報呈出の  
件」, JACAR Ref. C04021735300 (第7画像目)。
- 264) 「支那出兵に対する各部隊の状況及民心の意<sup>[マヤ]</sup>？」  
無向関する件」, JACAR, Ref. C04021701800。
- 265) 前掲『昭和三年 支那事変出兵史』, 299頁。
- 266) 前掲「朝鮮軍満州及青島臨時派遣變成派遣詳報  
呈出の件」, JACAR : C04021735300 (第29画像目)。
- 267) 「鮮内より満州派遣部隊の国境通過に対し支那抗  
議の件」, JACAR, Ref. C04021724400。
- 268) 前掲「支那課官僚の役割：政軍関係の再検討の  
ために」。また, 北岡伸一「政党から軍部へ：1924  
～1941」日本の近代5 (中央公論社, 1999) 79-81頁。
- 269) 田中義一伝記刊行会編『田中義一伝記（下）』(原  
書房, 1981), 950頁。大江志乃夫『張作霖爆殺：  
昭和天皇の統帥』(中央公論, 1989) 17頁。